

宇治田原町第3期障がい者基本計画
宇治田原町第7期障がい福祉計画
宇治田原町第3期障がい児福祉計画

令和6年3月
宇治田原町

だれもがその人らしく安心して生活できる 「共生のまち」の実現をめざして



我が国の障がい福祉施策においては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすことを基本的な方向として定めています。

こうした国全体の障がい福祉施策の方向性を踏まえつつ、本町がこれまで取り組んできた障がい福祉施策の推進上の課題、またそこから得られた住民の実態・ニーズに即した取組を進め、障がいの有無にかかわらず、お互いが尊重しあい、地域でともに支えあって生きていく「共生」のまちの実現に向けた施策を展開していくことが必要です。

このたび、国の制度改正や社会情勢の変化等に的確に対応し、宇治田原町における障がい福祉施策を総合的・体系的に推進していくため、「宇治田原町第3期障がい者基本計画、宇治田原町第7期障がい福祉計画及び宇治田原町第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、前計画の基本理念を継承しつつも、多様化するニーズに応じた相談支援体制や障がい福祉サービスの一層の充実、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の充実など、障がいのある人の自立生活と積極的な社会参加の促進に取り組むこととしています。

今後は、関係機関・団体と連携し、本計画で定めた施策の着実な推進を図り、基本目標である「だれもがその人らしく、安心して生活できる『共生のまち』宇治田原」の実現に取り組んでまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたって、宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会においてご審議いただいた委員の皆さま、並びに貴重なご意見やご提言等ご協力をいただきました住民の皆さまや関係者の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年(2024年)3月

宇治田原町長 西谷 信夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	5
1. 計画策定の法的根拠.....	5
2. 他計画との関係	6
第3節 本計画の対象	7
第4節 計画の期間	7
第5節 計画の策定体制.....	7
1. 宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会の開催.....	7
2. 障がい者に対するアンケート調査の実施	8
3. 相談支援事業所等に対する聞き取り調査の実施.....	8
4. 計画策定に係るパブリックコメント(住民意見募集)の実施	8
第2章 本町の障がい者を取り巻く現状と課題	9
第1節 人口構造	9
第2節 障がい者(児)の状況	10
1. 障がい者手帳所持者の状況.....	10
2. 身体障がい者の状況.....	11
3. 知的障がい者の状況.....	12
4. 精神障がい者の状況.....	13
5. 難病患者の状況	14
6. 障がい支援区分の認定状況.....	14
7. 障がい福祉サービスの支給決定状況.....	14
第3節 アンケート調査結果でみる障がい者の状況や意識と課題.....	15
1. 調査の実施概要	15
2. 主な調査結果.....	15
3. アンケート調査の結果から見える課題.....	42
第4節 相談支援事業所等に対する聞き取り調査結果にみる現状と課題	44
1. 調査の実施概要	44
2. 主な調査結果.....	44
第3章 計画の基本的な考え方	45
第1節 計画の基本理念と基本的視点	45
第2節 施策の体系	47
第4章 分野別施策の展開	48
推進施策1 差別の解消及び権利擁護等の推進.....	48
推進施策2 とともに学び育つ教育・育成の推進	51
推進施策3 いきいきと活躍できる社会参加の促進.....	54
推進施策4 心身の健康を守る保健・医療の推進	60
推進施策5 生活の質(QOL)を高める生活支援の推進.....	63
推進施策6 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進	68

第5章 第7期障がい福祉計画	71
第3期障がい児福祉計画	71
第1節 障がい福祉計画の考え方.....	71
第2節 第6期計画障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績.....	72
(1) 数値目標の現状.....	72
(2) 障がい福祉サービスの利用状況.....	75
(3) 障がい児通所支援サービスの利用状況.....	77
(4) 地域生活支援事業の利用状況.....	78
第3節 令和8年度における成果目標.....	80
(1) 国の基本指針.....	80
(2) 成果目標.....	82
第4節 障がい福祉サービスの見込み及び確保の方策.....	84
(1) 障がい福祉サービス.....	84
(2) 障がい児福祉サービス.....	94
第5節 地域生活支援事業の見込み.....	96
(1) 必須事業.....	96
(2) 任意事業.....	99
第6章 計画の推進体制	100
(1) 計画の推進体制.....	100
(2) 計画の推進管理及び評価.....	100
資 料	101
1. 令和5年度宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会委員名簿.....	101
2. 宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会設置要綱.....	102
3. 宇治田原町障がい者基本計画推進委員会からの提言.....	103
4. 策定経過.....	105
5. 用語の説明.....	106

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国の障がい者施策においては、障がい者及び障がい児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うこととしている。そして、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしている。障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、また、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを障がい者施策の基本的な方向として定めている。

京都府においても、国の法制度等の整備に合わせ、平成26年3月には、すべての府民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現をめざして、「京都府障がいのある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を制定しました。

さらに、令和2年3月には、「第4期京都府障害者基本計画」を策定し、障がいのある人の自立と社会参加を支援するための施策を総合的・計画的に推進しています。

宇治田原町では、平成30年3月に「宇治田原町第2期障がい者基本計画」（以下「町基本計画」という。）を、令和3年3月には「宇治田原町第6期障がい福祉計画」（以下「第6期計画」という。）及び「宇治田原町第2期障がい児福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定するなど、町基本計画に掲げる『だれもがその人らしく、安心して生活できる「共生のまち」宇治田原』という基本理念のもと障がい者施策を総合的に推進するとともに、障がい福祉サービスの充実・強化を図っています。

町基本計画、第6期計画及び第2期計画が令和5年度末をもって終了することから、現行計画策定以降の国の障がい者制度改革の動きをはじめ、障害者総合支援法の基本理念並びに趣旨に基づき、国が策定する基本指針を踏まえ、本町における共生社会の実現に向けた分野別施策の方向性を定めるとともに、障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービスの量的・質的充実を一層図るため、「宇治田原町第3期障がい者基本計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）として、障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体的に策定するものです。

【国におけるこれまでの主な取組】

年 月	法律名・概要
<p>平成26年1月</p> <p>3月</p> <p>4月</p>	<p>「障害者の権利に関する条約」の批准</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の人権・基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進、障害者の権利の実現のための措置など <p>「京都府障がいのある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無にかかわらず共生社会の実現、障害者差別解消法に定める不利益取扱いの禁止及び合理的配慮の提供、障害者の雇用・就労の促進、社会活動の支援など <p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部平成28年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し、精神医療審査会に関する見直しなど
<p>平成27年1月</p>	<p>「難病法」の施行 （難病の患者に対する医療等に関する法律）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の策定、公平・安定的な医療費助成の制度の確立、難病の医療に関する調査研究の推進、療養生活環境整備事業の実施など
<p>平成28年4月</p> <p>5月</p> <p>8月</p>	<p>「障害者差別解消法」の施行 （障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者への合理的配慮など <p>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の分野の障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者への合理的配慮、法定雇用率算定基礎への精神障害者の追加など <p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の理念の尊重、利用の促進、利用に関する体制の整備など <p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切れ目のない発達障害者の支援を行うことが特に重要であること、障害者基本法の一部改正や障害者差別解消法の成立などを背景に、法律全般にわたり改正
<p>平成29年4月</p>	<p>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設、居住支援法人の指定など

年 月	法律名・概要
平成30年3月	<p>「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障がいのある人とない人々が支え合う社会づくり条例」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語としての手話の普及、聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保
4月	<p>「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部平成28年6月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、重度訪問介護の訪問先の拡大、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、補装具費の支給範囲の拡大など
6月	<p>「障害者文化芸術推進法」の施行 （障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、芸術上価値の高い作品等の評価等、権利保護の推進、芸術上価値の高い作品等の販売等に係る支援、文化芸術活動を通じた交流の促進、相談体制の整備など
令和元年6月	<p>「読書バリアフリー法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の利用に係る体制整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化など
令和3年6月	<p>「障害者差別解消法の一部を改正する法律」の制定（令和6年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化など
9月	<p>「医療的ケア児支援法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児及びその家族の支援に係る施策の実施、医療的ケア児支援センターの設置など
令和4年5月	<p>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
12月	<p>「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」の制定（令和6年4月施行等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、居住地特例対象施設に介護保険施設を追加など

年 月	法律名・概要
令和5年3月	<p data-bbox="432 253 742 286">第5次障害基本計画策定</p> <ul data-bbox="432 297 1356 409" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="432 297 1356 409">・「すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であり、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する」と明記
4月	<p data-bbox="432 465 678 499">こども家庭庁の設立</p> <ul data-bbox="432 510 1356 656" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="432 510 1356 656">・障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域支援体制の構築を図るとともに、地域の保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に取り組むこととする。

第2節 計画の位置づけ

1. 計画策定の法的根拠

「宇治田原町障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画であり、本町における障がい福祉施策の基本的な方向性を示す計画です。

「宇治田原町第7期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画であり、本町における障がい者の地域生活移行や一般就労移行の数値目標、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量等を定める計画です。

「宇治田原町第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、「宇治田原町第7期障がい福祉計画」と一体的に策定し、障がい児支援に関するサービスの提供体制の方向性を定めます。

○ 障害者基本法(抜粋)

(市町村障害者計画)

第11条

1~2 略

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

○ 障害者総合支援法(抜粋)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2~4 略

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

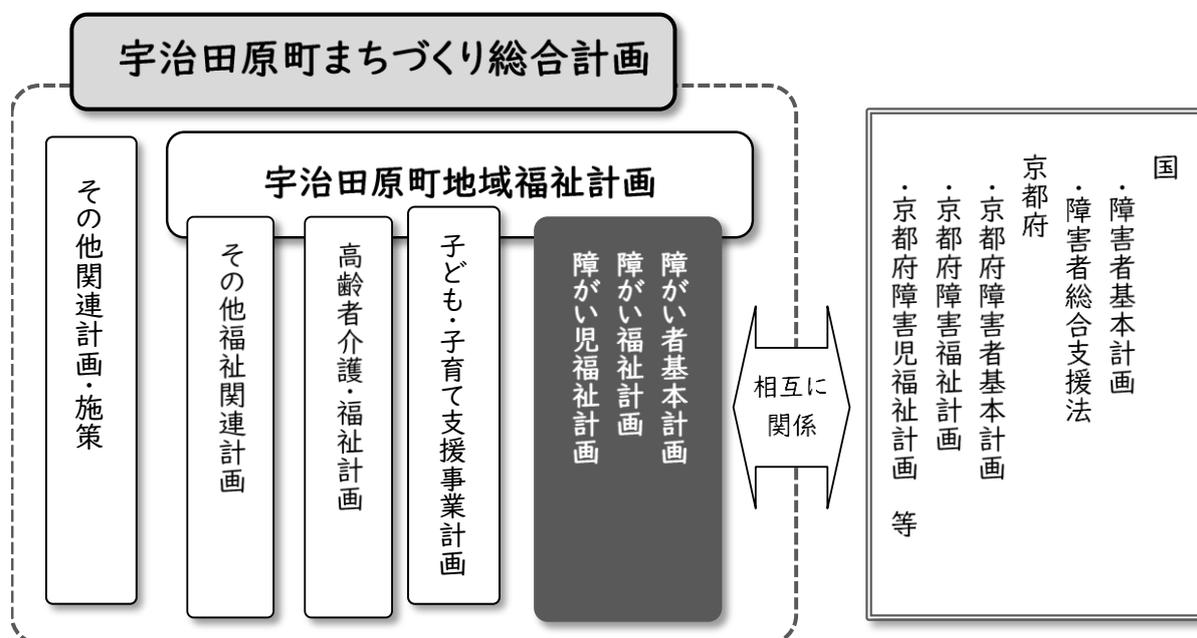
○ 児童福祉法(抜粋)

(市町村障害児福祉計画)

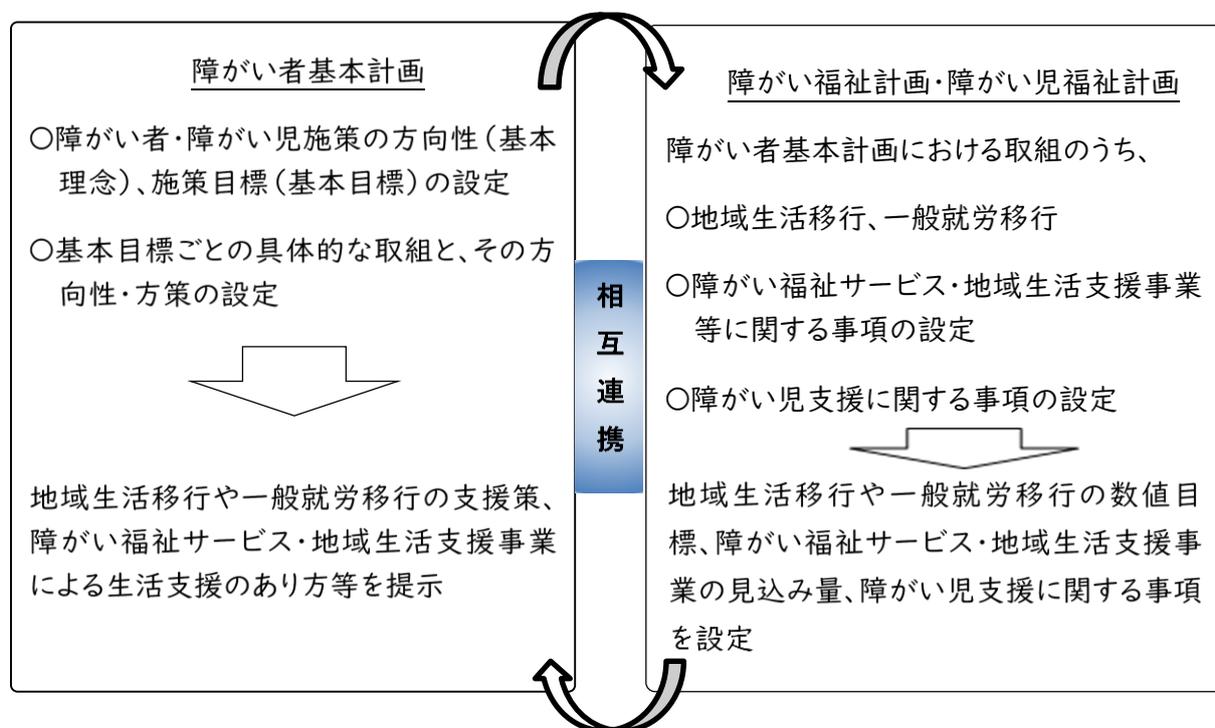
第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2. 他計画との関係

「宇治田原町障がい者基本計画」及び「宇治田原町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、国の「障害者基本計画」や障害者総合支援法を受けた基本指針のほか、京都府の「京都府障害者基本計画」や「京都府障害福祉計画・京都府障害児福祉計画」の内容を踏まえるとともに、本町のまちづくりの方向性を示した「まちづくり総合計画」をはじめ、その他各種計画・施策等と相互連携を図るものです。



【障がい関係計画の関係性】



第3節 本計画の対象

「障がい者」の定義については、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁については、「障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

以上の定義等を踏まえ、本計画は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象とします。

第4節 計画の期間

「宇治田原町第3期障がい者基本計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間としています。また、「宇治田原町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進捗状況等により、必要に応じ見直しを行うこととします。

【障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の各計画期間】

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期障がい者基本計画（前計画）						第3期障がい者基本計画					
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

第5節 計画の策定体制

1. 宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会の開催

前期計画の進捗状況の分析、本計画の基本的な方向性や各事業の取り組みのあり方等について検討するため、関係団体・機関などの代表者、学識経験者、公募委員などで構成される「宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会」を設置し、計画内容を審議しました。

2. 障がい者に対するアンケート調査の実施

障がいのある人の日常生活の状況や各種支援・サービスの利用意向、福祉施策に対する要望等を把握し、障がい者施策の課題を分析するとともに、計画検討の基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

3. 相談支援事業所等に対する聞き取り調査の実施

障がい福祉サービス提供事業所の運営上の課題や、利用者の課題やニーズを把握し、計画検討の基礎資料とするためのヒアリング調査を実施しました。

4. 計画策定に係るパブリックコメント(住民意見募集)の実施

宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会で協議・作成した計画素案を公表し、住民から広くご意見やご提案をいただき、策定する計画に反映させるため、令和6年1月9日から令和6年2月8日まで、町役場、はぐ♡くむセンター、老人福祉センター「やすらぎ荘」、総合文化センター、町立保育所、障がい福祉サービスセンター「うじたわら」、ふれあい福祉センター、町ホームページなどを活用したパブリックコメント(住民意見募集)を実施し、広く意見を求め、住民意見の反映に努めました。

第2章 本町の障がい者を取り巻く現状と課題

第1節 人口構造

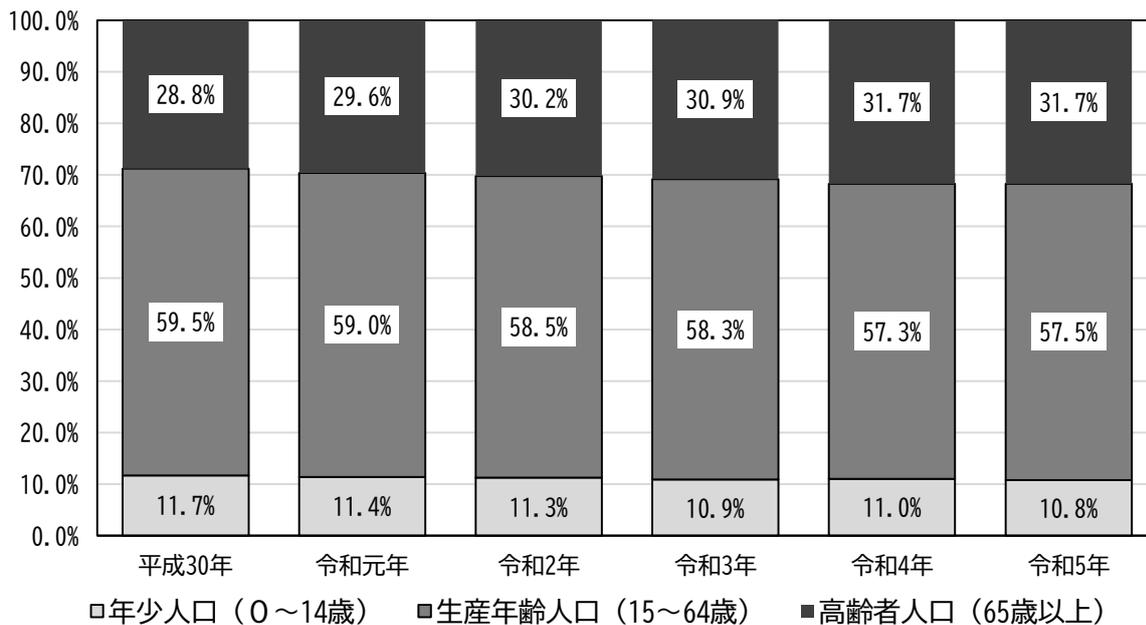
【年齢3区分別人口の推移】

(上段:人、下段:構成比)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口(人)	9,384	9,287	9,240	9,057	8,890	8,855
年少人口 (0~14歳)	1,100 11.7%	1,056 11.4%	1,048 11.3%	984 10.9%	979 11.0%	958 10.8%
生産年齢人口 (15~64歳)	5,587 59.5%	5,480 59.0%	5,403 58.5%	5,278 58.3%	5,091 57.3%	5,088 57.5%
高齢者人口 (65歳以上)	2,697 28.8%	2,751 29.6%	2,789 30.2%	2,795 30.9%	2,820 31.7%	2,809 31.7%

資料:住民基本台帳[外国人含む](各年4月1日現在)

【年齢3区分別人口構成比の推移】

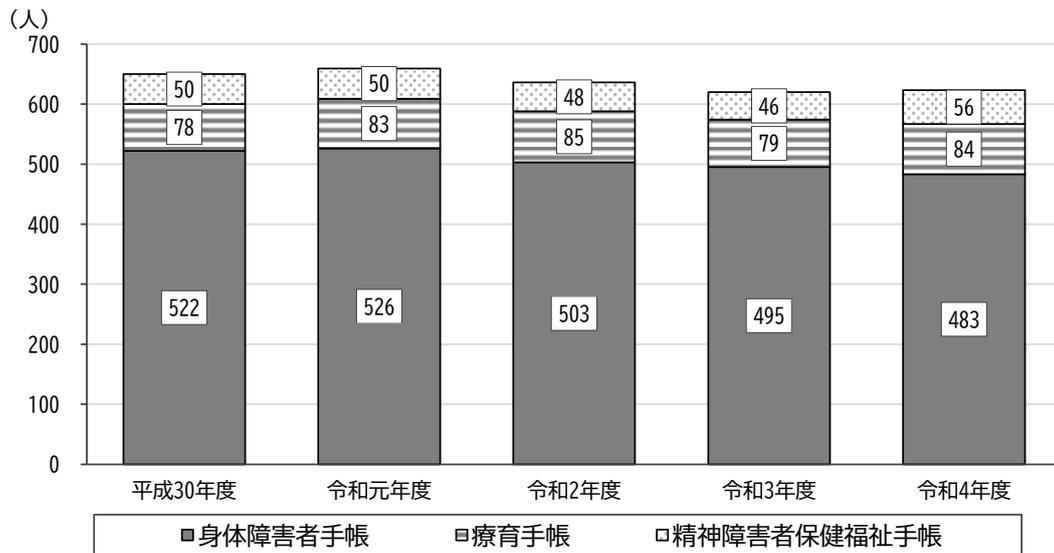


第2節 障がい者（児）の状況

1. 障がい者手帳所持者の状況

(1) 障がい者手帳所持者の推移

障がい者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、精神障害保健福祉手帳所持者においては増加傾向にあり、手帳の所持者の合計は令和4年度末で623人となっています。手帳の種類別でみると、身体障害者手帳所持者（以下「身体障がい者」という。）が483人（77.5%）と最も多く、療育手帳所持者（以下「知的障がい者」という。）は84人（13.5%）、精神障害者保健福祉手帳所持者（以下「精神障がい者」という。）は56人（9.0%）となっています。



資料:福祉課(各年度末時点)

(2) 障がい者手帳所持者の年齢別内訳

各手帳の年齢別所持者の割合をみると、身体障がい者は65歳以上が78.3%、知的障がい者は18~64歳が61.9%で、それぞれ最も多くなっています。また、精神障がい者は18~64歳が82.1%を占めています。（複数手帳所持者を含む）

【障がい者手帳所持者の年齢別内訳】

(上段:人、下段:構成比)

	18歳未満	18~64歳	65歳以上	合計
身体障がい者	7 1.4%	98 20.3%	378 78.3%	483 100.0%
知的障がい者	26 29.8%	51 61.9%	7 8.3%	84 100.0%
精神障がい者	2 3.6%	46 82.1%	8 14.3%	56 100.0%
合計	35	195	393	623

資料:福祉課(令和5年3月末現在)

2. 身体障がい者の状況

身体障がい者は微減しています。障がいの等級別では、1級と4級が多くなっています。
障がいの種類は、肢体不自由、内部障がい、聴覚・平衡機能障がいの順で多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の年齢別内訳】

(上段:人、下段:構成比)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	8 1.5%	8 1.5%	8 1.6%	5 1.0%	7 1.4%
18~64歳	108 20.7%	110 20.9%	105 20.9%	103 20.8%	98 20.3%
65歳以上	406 77.8%	408 77.6%	390 77.5%	387 78.2%	378 78.3%
合計	522 100.0%	526 100.0%	503 100.0%	495 100.0%	483 100.0%

資料:福祉課(各年度末時点)

【身体障害者手帳所持者の等級別内訳】

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	115	108	100	102	100
2級	54	54	53	52	49
3級	63	64	68	72	64
4級	189	190	178	173	176
5級	53	58	54	47	43
6級	48	52	50	49	51
合計	522	526	503	495	483

資料:福祉課(各年度末時点)

【身体障害者手帳所持者の障がい種類別内訳】

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体不自由	271	268	260	257	243
内部障がい	189	191	177	177	178
聴覚・平衡 機能障がい	34	40	41	38	42
視覚障がい	24	24	22	20	17
音声・言語 機能障がい	4	3	3	3	3
計	522	526	503	495	483

資料:福祉課(各年度末時点)

3. 知的障がい者の状況

知的障がい者の年齢構成は、18～64歳がおよそ6割を占めています。

障がいの程度は、令和4年度末現在、A判定（重度）が39人（46.4%）を占め最も多くなっています。A判定及びB1判定の人は18～64歳が多くなっています。

【療育手帳所持者の年齢別内訳】

（上段：人、下段：構成比）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	22 28.2%	24 28.9%	25 29.4%	20 25.3%	26 29.8%
18～64歳	49 62.8%	50 60.2%	50 58.8%	51 64.6%	51 61.9%
65歳以上	7 9.0%	9 10.9%	10 11.8%	8 10.1%	7 8.3%
合計	78 100.0%	83 100.0%	85 100.0%	79 100.0%	84 100.0%

資料：福祉課（各年度末時点）

【療育手帳所持者の障がいの程度別内訳】

（人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	37	38	43	39	39
B1判定	21	22	21	21	23
B2判定	20	23	21	19	22
合計	78	83	85	79	84

資料：福祉課（各年度末時点）

【療育手帳所持者の年齢の障がいの程度別内訳】

（人）

	総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上
A判定	39	11	25	3
B1判定	23	3	17	3
B2判定	22	12	9	1
合計	84	26	51	7

資料：福祉課（令和4年度末現在）

4. 精神障がい者の状況

精神障がい者は年々増加し、令和4年度末現在56人となっています。

障がいの程度は、令和4年度末現在、3級が32人で最も多くなっています。

(1) 手帳保持者の状況

【精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳】

(上段:人、下段:構成比)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	3 6.0%	2 4.0%	1 2.1%	0 0.0%	2 3.6%
18~64歳	39 78.0%	40 80.0%	37 77.1%	39 84.8%	46 82.1%
65歳以上	8 16.0%	8 16.0%	10 16.0%	7 15.2%	8 14.3%
合計	50 100.0%	50 100.0%	48 100.0%	46 100.0%	56 100.0%

資料:福祉課(各年度末時点)

【精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの程度別内訳】

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	2	1	0	0	0
2級	15	16	18	21	24
3級	33	33	30	25	32
合計	50	50	48	46	56

資料:福祉課(各年度末時点)

(2) 精神通院医療受給者の状況

精神通院医療受給者は新型コロナウイルス感染症拡大により社会が大きく変容した令和2年度に大幅に増加しましたが、その後は120人台で推移しています。

【精神通院医療受給者数の推移】

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	130	124	143	128	123

資料:福祉課(各年度末時点)

5. 難病患者の状況

特定疾病医療受給者は令和4年度末現在71人となっています。

【難病患者数の推移】(特定疾患医療受給者数)

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	56	67	75	72	71

資料:山城北保健所(各年度末時点)

6. 障がい支援区分の認定状況

障がい支援区分の認定(区分の数字が大きいほど、より多くの支援が必要と認定)を受けた障がい者は令和4年度末現在55人で、全障がい者(623人)中、8.8%となっています。

【障がい支援区分の認定状況】

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	0	1	1	1	1
区分2	10	10	12	10	8
区分3	10	11	10	11	10
区分4	6	5	5	4	5
区分5	9	9	9	10	10
区分6	19	20	21	21	21
合計	54	56	58	57	55

資料:福祉課(各年度末現在)

7. 障がい福祉サービスの支給決定状況

障がい福祉サービスの支給決定者は令和4年度末現在、66人で、全障がい者(623人)中、10.6%となっています。そのうち、その他を除く区分では、区分6が19人で最も多くなっています。

【障がい支援区分別障がい福祉サービスの支給決定状況】

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	0	0	0	0	1
区分2	7	5	7	6	4
区分3	10	11	9	8	8
区分4	5	5	5	4	5
区分5	9	8	8	10	10
区分6	18	18	19	19	19
その他	19	23	21	20	19
合計	68	70	69	67	66

資料:福祉課(各年度末現在)

第3節 アンケート調査結果でみる障がい者の状況や意識と課題

1. 調査の実施概要

本計画の策定にあたり、障がいのある人を対象に日常生活の状況やニーズなどを把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

- ① 調査対象 本町在住の65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、精神通院医療受給者の全数
- ② 対象者数 256人
- ③ 調査方法 郵送配布・郵送回収
- ④ 調査期間 令和5年7月28日(金)～8月16日(水)
- ⑤ 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
256人	104	40.6%

【調査結果の表示について】

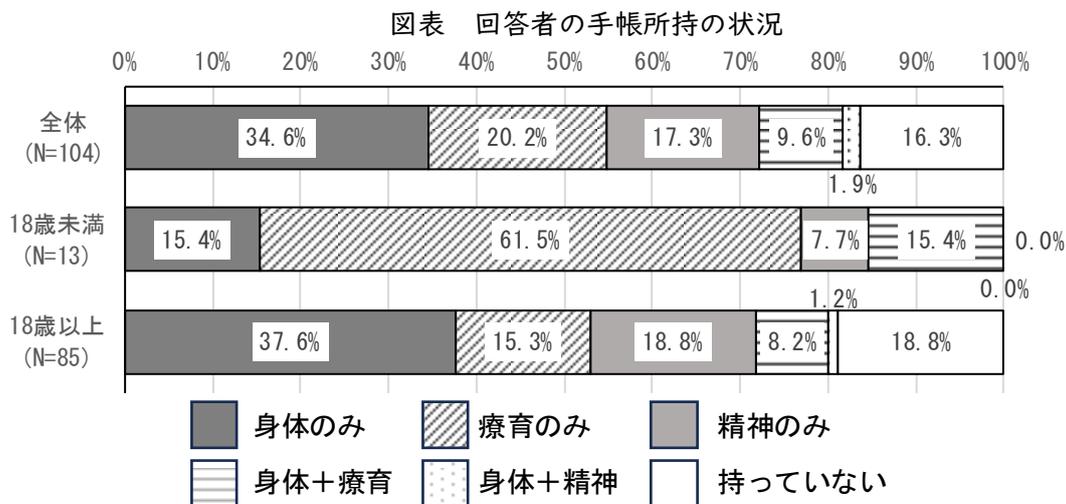
- ① 図中のNは、設問に対する回答者数のことです。
- ② 回答比率(%)は回答者数(N)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。複数の回答を求める設問では、回答比率(%)の計は100.0%を超えます。
- ③ 複数選択の質問では、「(複数回答)」と表示しています。表示していない場合は「単数回答」です。
- ④ 障がい重複する方がおられるため、各障がい種別ごとの人数を合計した数より合計数が多くなっています。

2. 主な調査結果

(1) 回答者の特性

① 障がいの状況(手帳所持の状況)

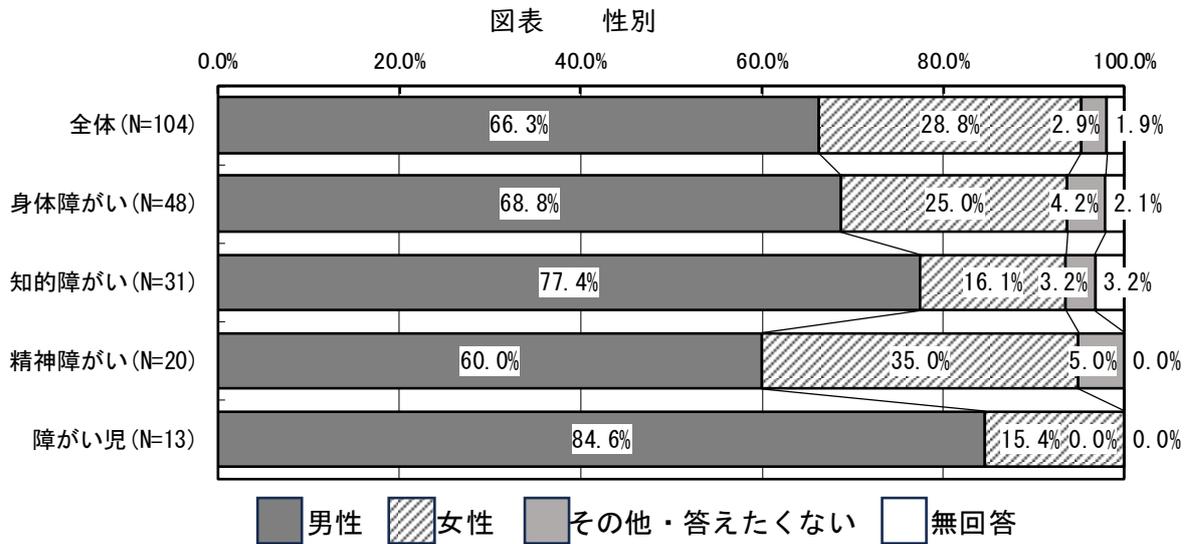
「身体障がい者手帳のみ」(34.6%)が最も多く、次いで「療育手帳のみ」(20.2%)、「精神障害者保健福祉手帳のみ」(17.3%)となっています。複数手帳所持者は11.5%となっています。



※全体には年齢不明6名を含む

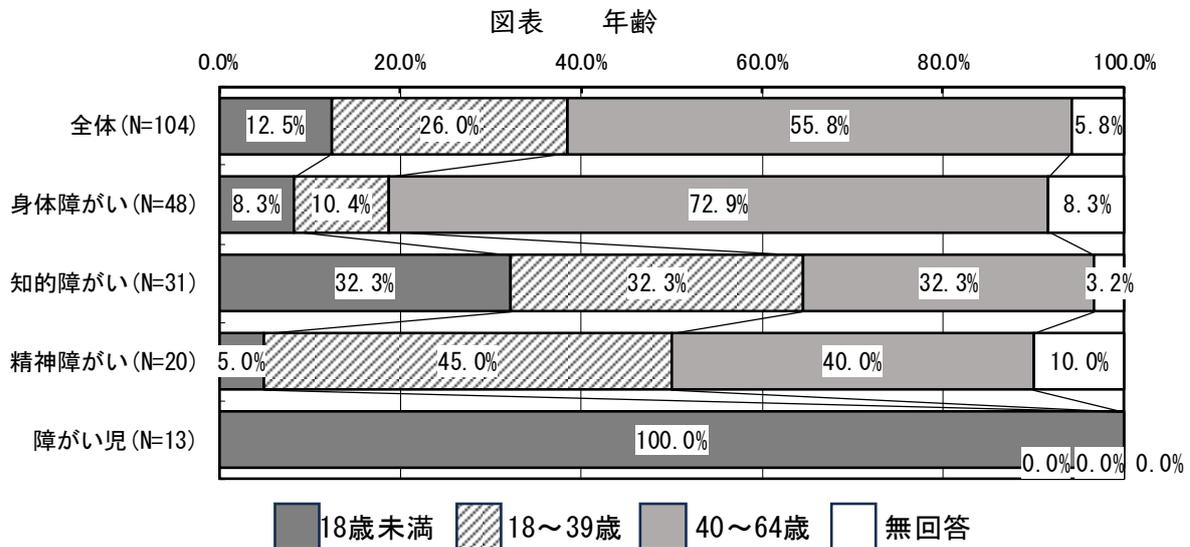
② 性別

回答者の性別は、全体で「男性」が66.3%、「女性」が28.8%となっています。



③ 年齢

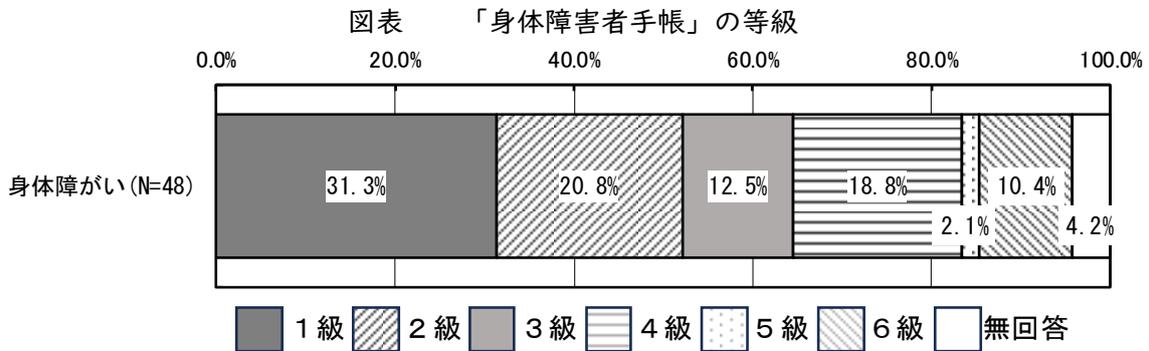
回答者の年齢は、全体で「40～64歳」が55.8%で最も多く、次いで「18～39歳」(26.0%)、「18歳未満」(12.5%)となっています。身体障がいでは、「40～64歳」(72.9%)が特に多くなっています。



④ 障がいの程度

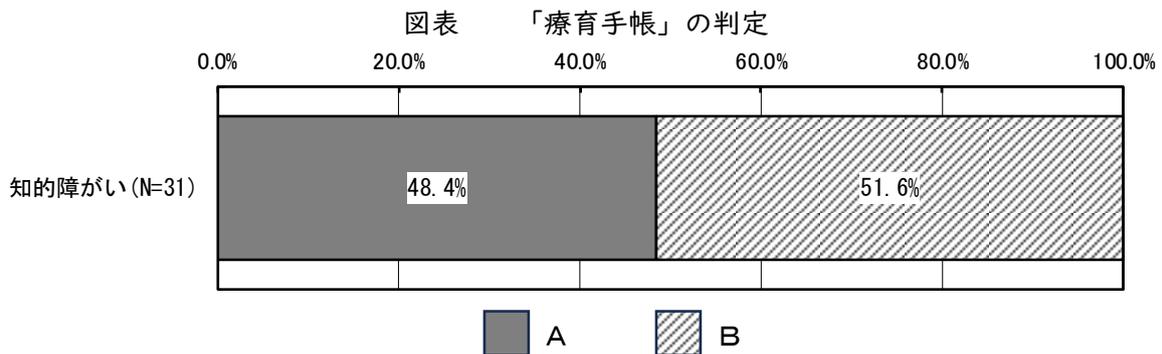
●身体障がい者

身体障害者手帳を所持している人の等級は、「1級」が31.3%で最も多く、次いで「2級」(20.8%)、「4級」(18.8%)となっています。



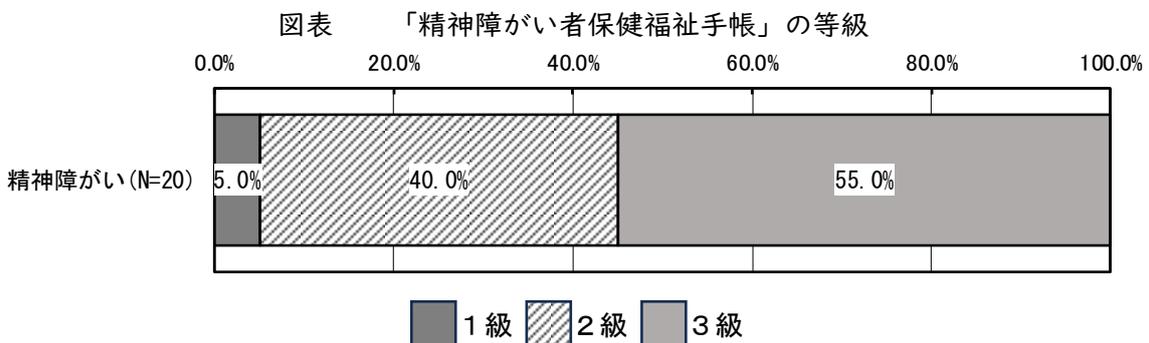
●知的障がい者

療育手帳を所持している人の判定は、「A」が48.4%、「B」は51.6%となっています。



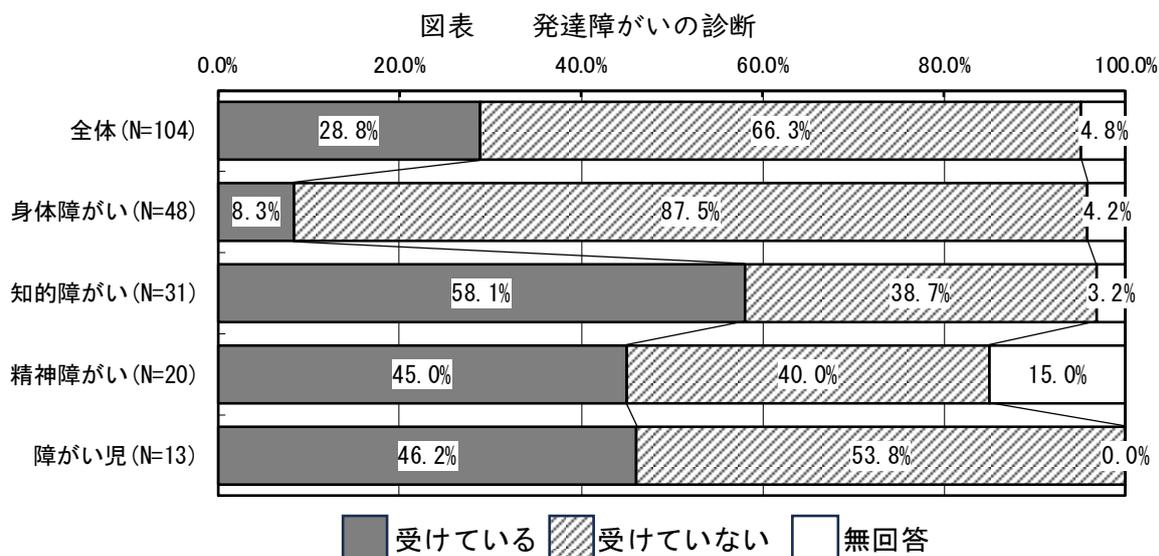
●精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級は、「3級」が55.0%で最も多く、次いで「2級」が40.0%、「1級」が5.0%となっています。



●発達障がいの診断

発達障がいの診断は、「受けている」が28.8%となっています。障がい別では、知的障がい者が58.1%で最も多く、次いで障がい児（46.2%）、精神障がい（45.0%）となっています。

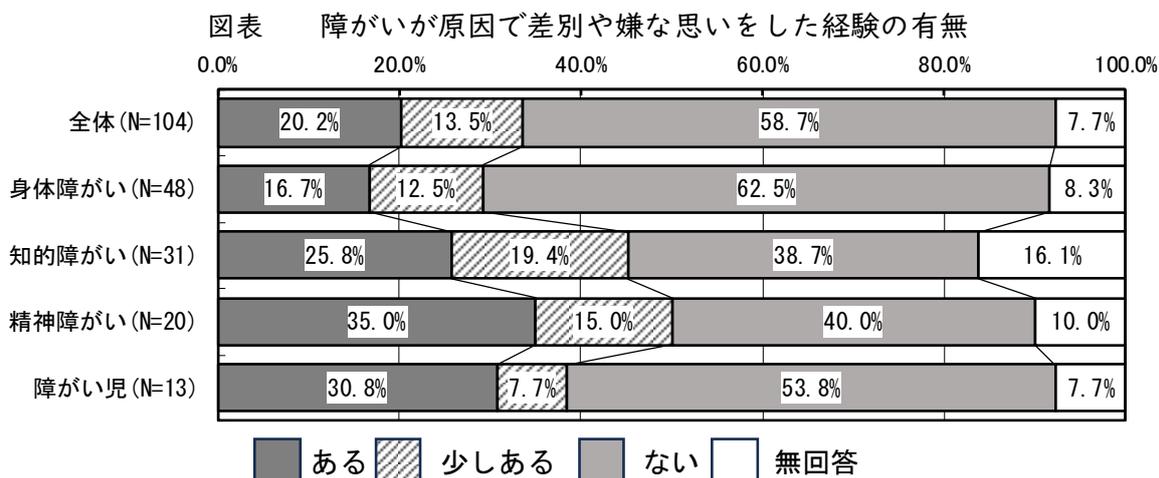


(2) 啓発・広報について

① 障がい者が原因で差別や嫌な思いをした経験の有無

障がい者が原因で差別や嫌な思いをした経験の有無については、「ない」が58.7%で最も多いが、「ある」が20.2%、「少しある」は13.5%で、これらを合わせた『差別や嫌な思いをしたことがある』は33.7%となっています。

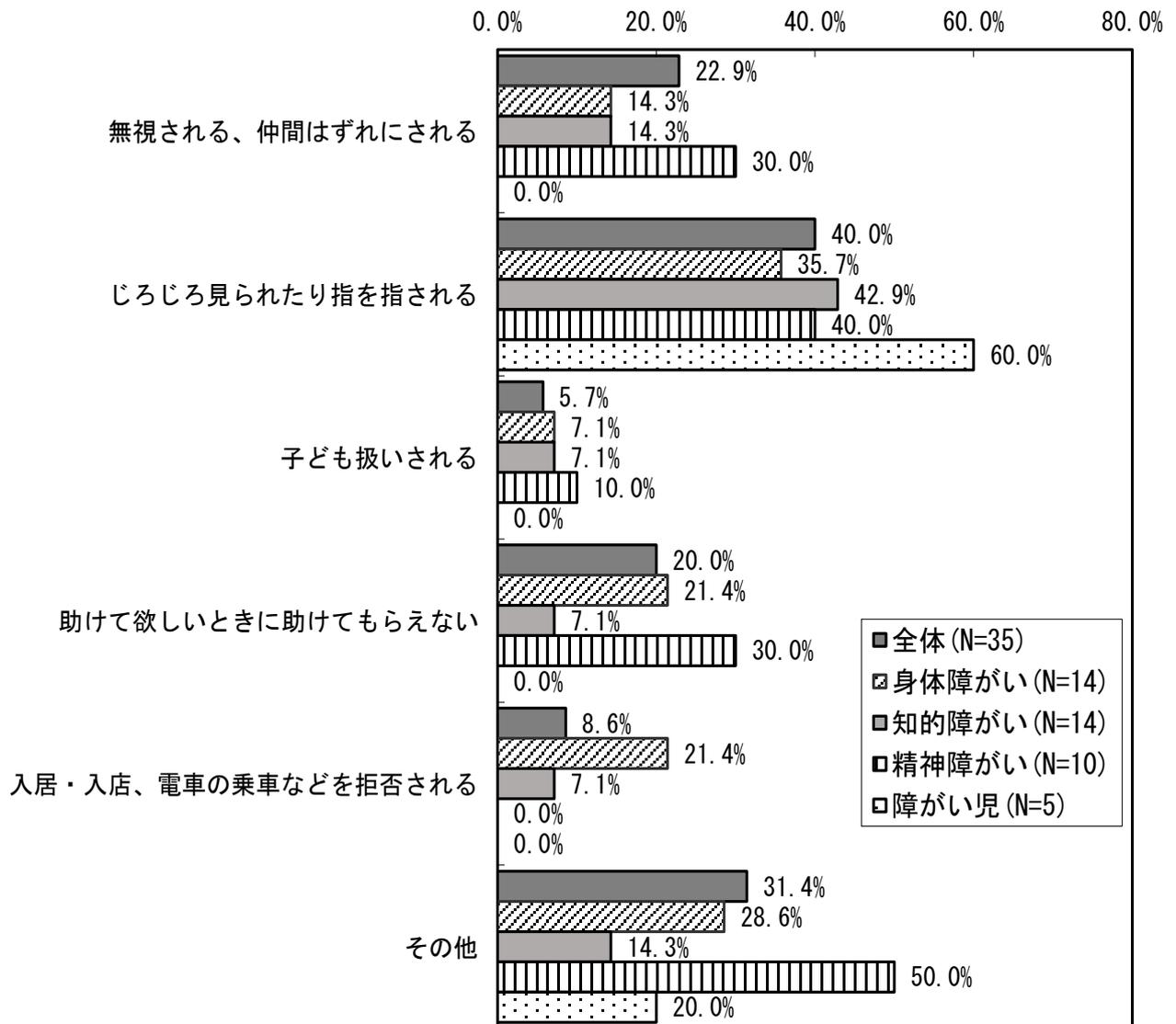
『差別や嫌な思いをしたことがある』（「ある」と「少しある」の合計）を障がい別にみると、精神障がいでは50.0%、知的障がいでは45.2%、障がい児では38.5%と高くなっています。



② 差別や嫌な思いをした内容

障がいが原因で差別や嫌な思いをしたことがある内容は、「じろじろ見られたり指を指される」が40.0%で最も多く、「無視される、仲間はずれにされる」(22.9%)、「助けて欲しいときに助けてもらえない」(20.0%)となっています。

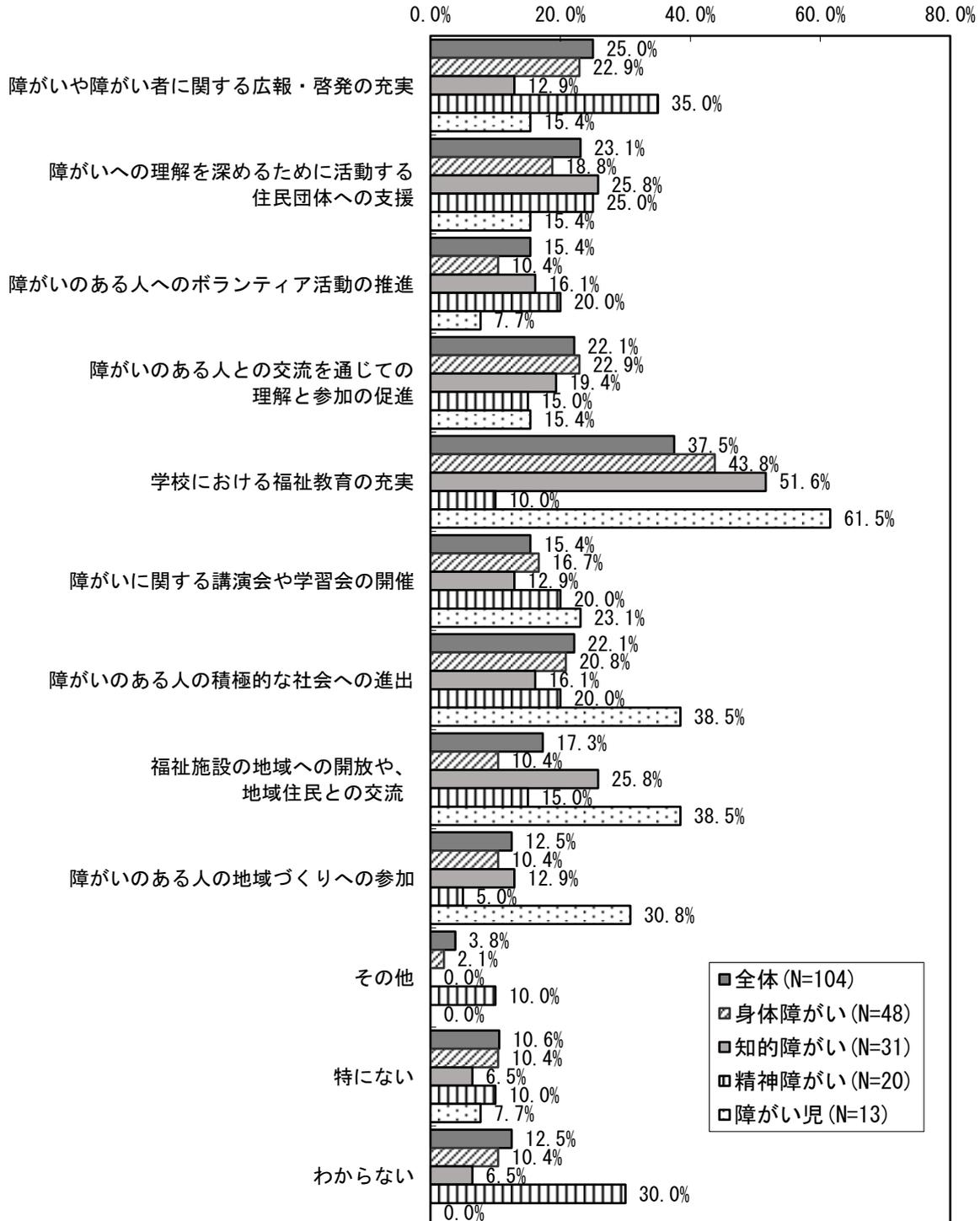
図表 差別や嫌な思いをした内容



③ 障がいのある人への住民の理解を深めるために必要なこと

障がいのある人への住民の理解を深めるために必要なことは、「学校における福祉教育の充実」が37.5%で最も多く、次いで「障がいや障がい者に関する広報・啓発の充実」(25.0%)、「障がいへの理解を深めるために活動する住民団体への支援」(23.1%)となっています。

図表 障がいのある人への住民の理解を深めるために必要なこと

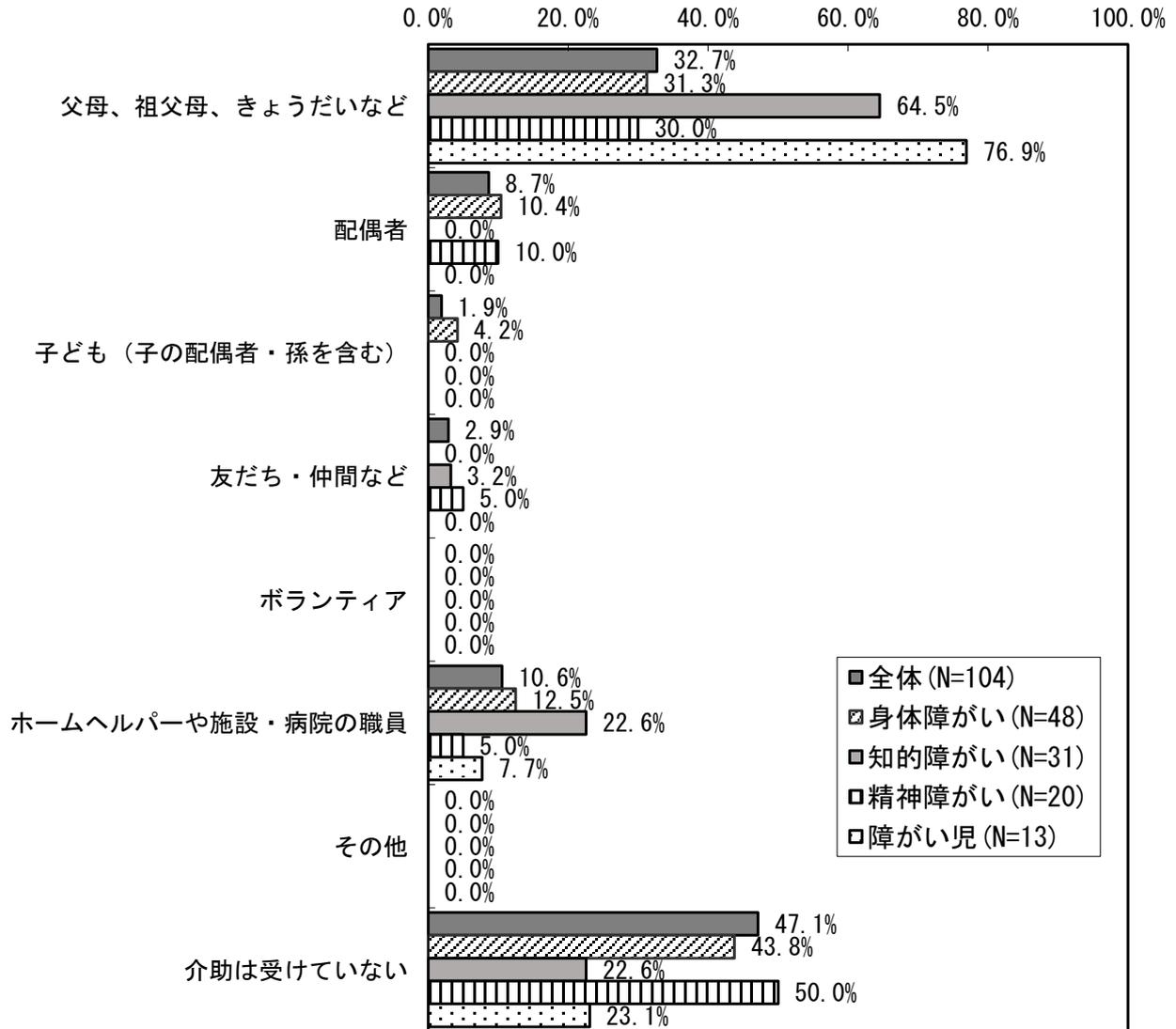


(3) 生活支援について

① 介助者

介助者については、「介助は受けていない」が47.1%で最も多くなっています。介助者のいる人では、「父母、祖父母、きょうだいなど」が32.7%、次いで「ホームヘルパーや施設・病院の職員」(10.6%)、「配偶者」(8.7%)となっています。

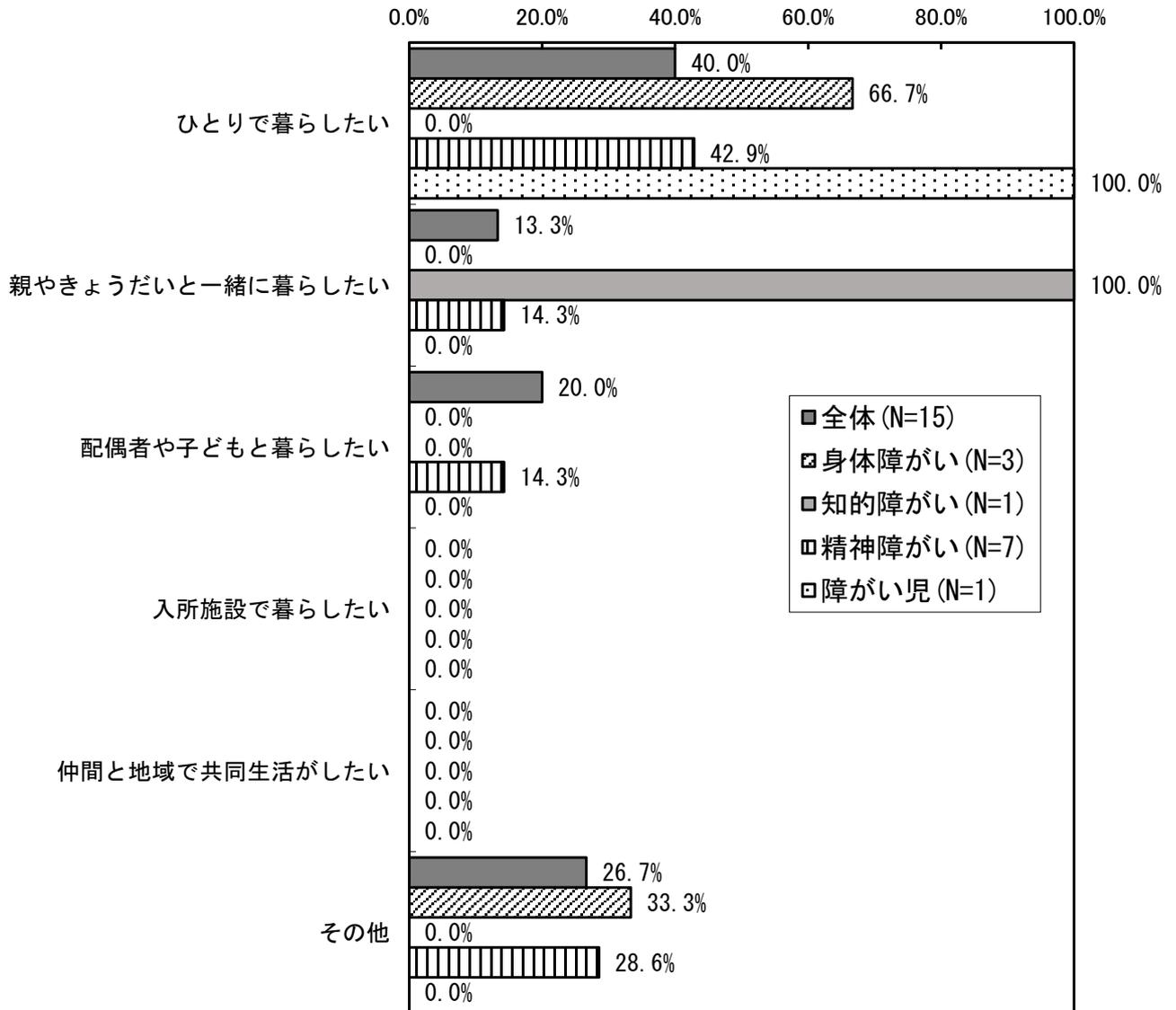
図表 介助者



② 希望する暮らし方

今の暮らし方を変えたい人の希望する暮らし方は、「ひとりで暮らしたい」が40.0%で最も多く、「配偶者（妻または夫）や子どもと暮らしたい」が20.0%となっています。

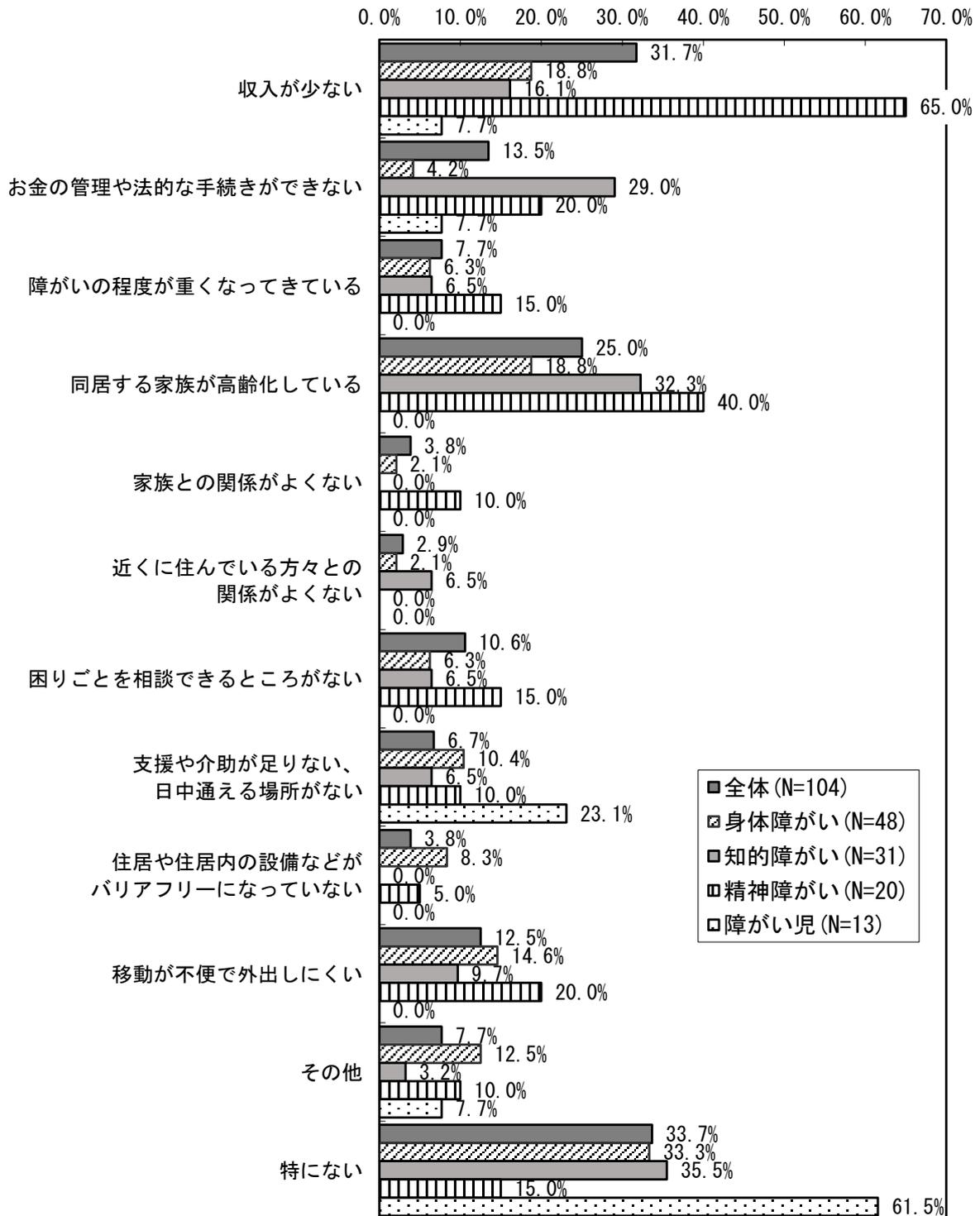
図表 希望する暮らし方



③ 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活で困っていることや不安に思っていることは、「特にない」が33.7%で最も多く、次いで「収入が少ない」(31.7%)、「同居する家族が高齢化している」(25.0%)となっています。精神障がいでは、「収入が少ない」が65.0%で特に多くなっています。

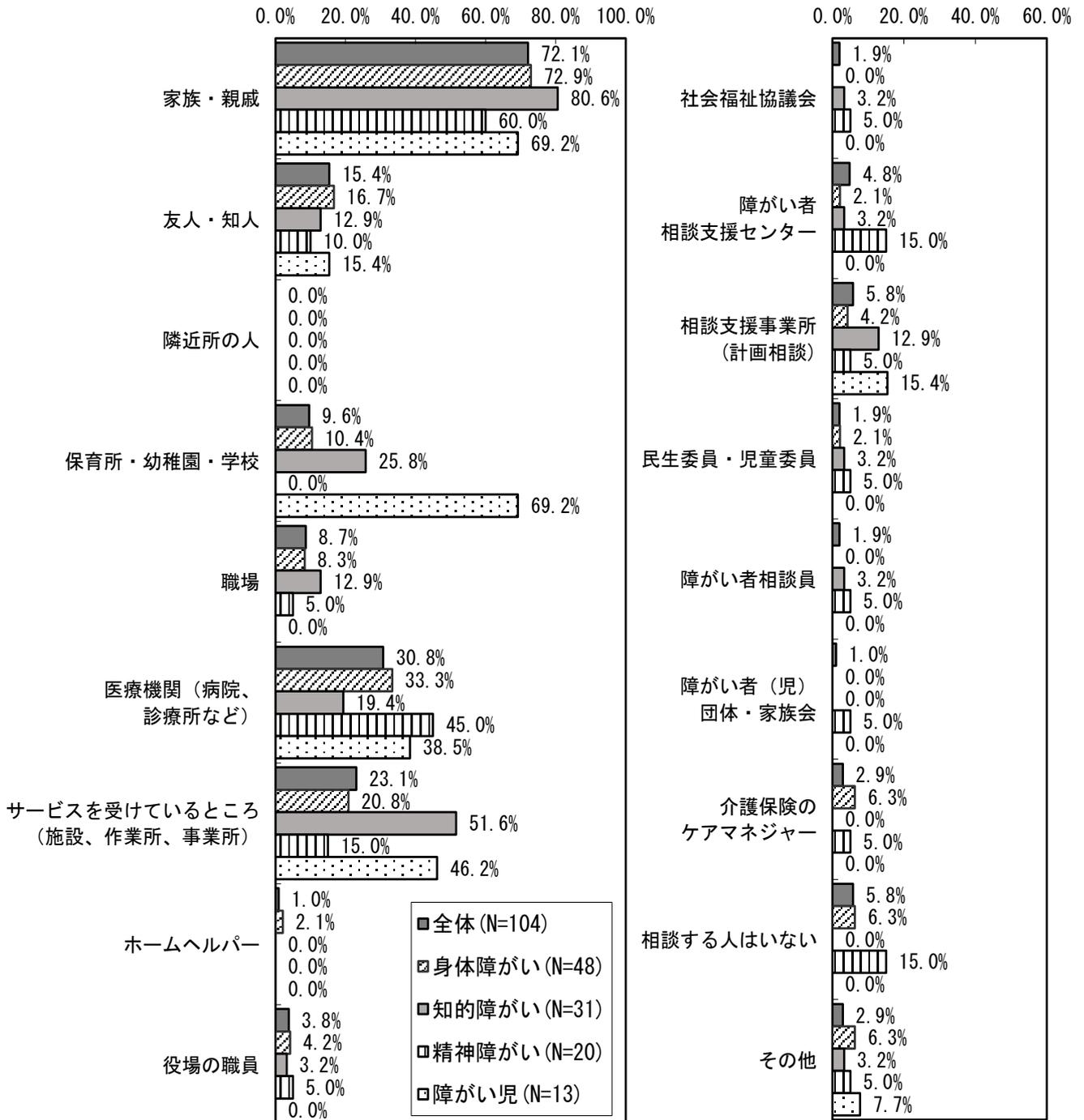
図表 現在の生活で困っていることや不安に思っていること



④ 主な相談相手・相談先

主な相談先は、「家族・親戚」が72.1%で最も多く、次いで「医療機関（病院、診療所など）」（30.8%）、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」（23.1%）となっています。

図表 主な相談相手・相談先

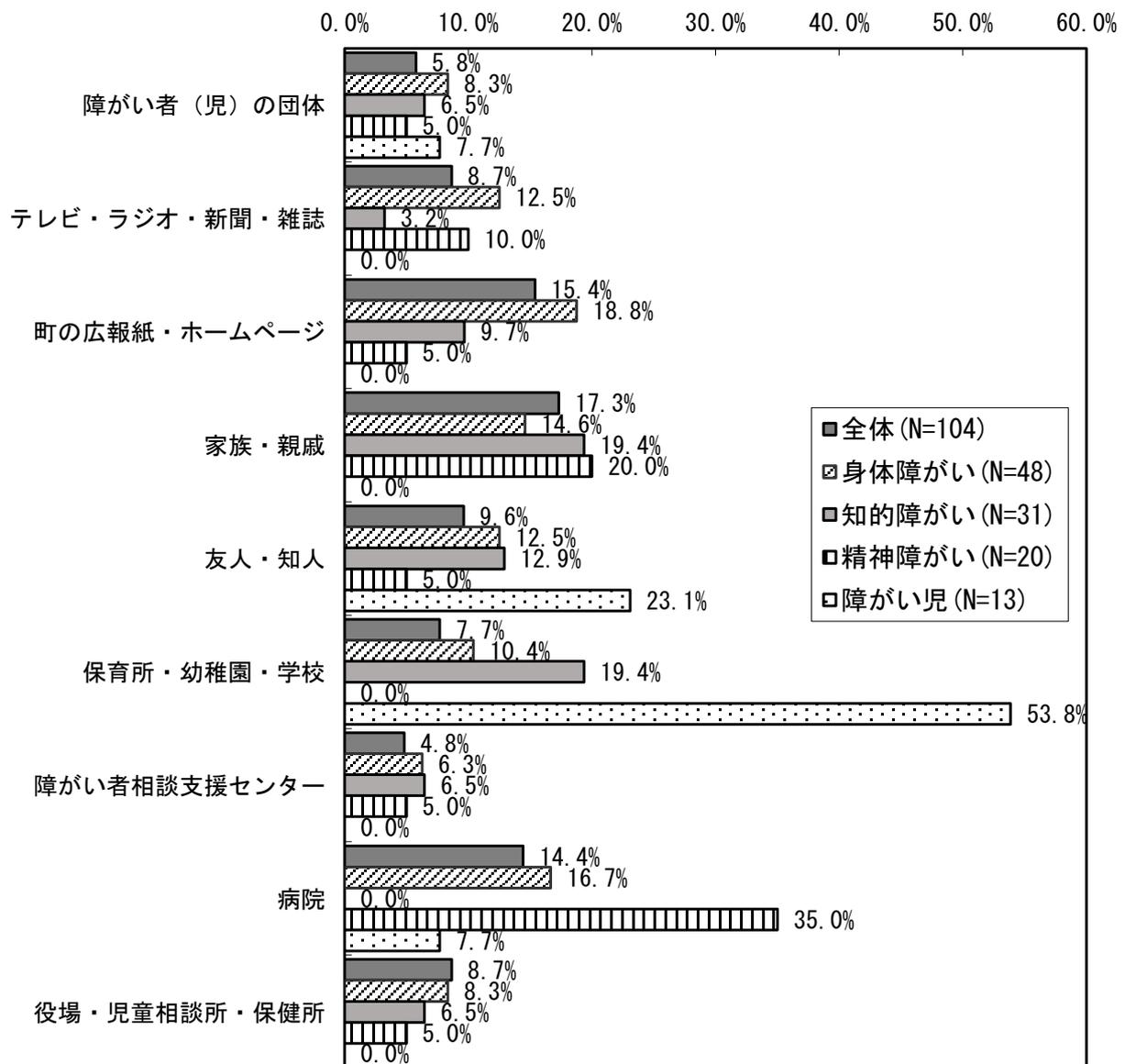


⑤ 福祉サービスに関する情報の入手先

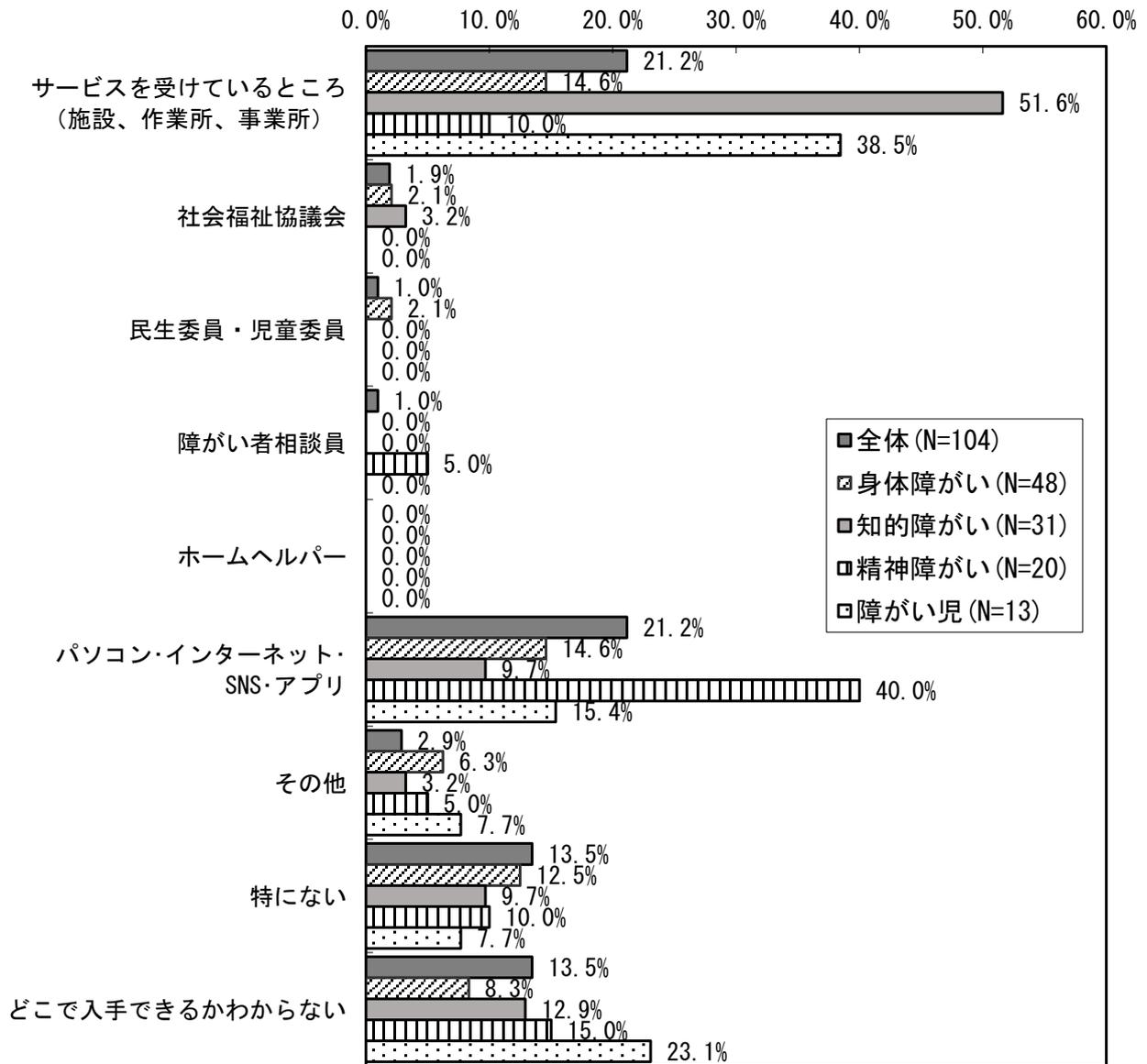
福祉サービスに関する情報の入手先は、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」、「パソコン・インターネット・SNS・アプリ」がともに21.1%で最も多く、次いで「家族・親戚」（17.3%）、「町の広報紙・ホームページ」（15.4%）となっています。

知的障がいでは、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が51.6%で最も多くなっています。精神障がいでは、「パソコン・インターネット・SNS・アプリ」が40.0%で最も多くなっています。

図表 福祉サービスに関する情報の入手先 ①

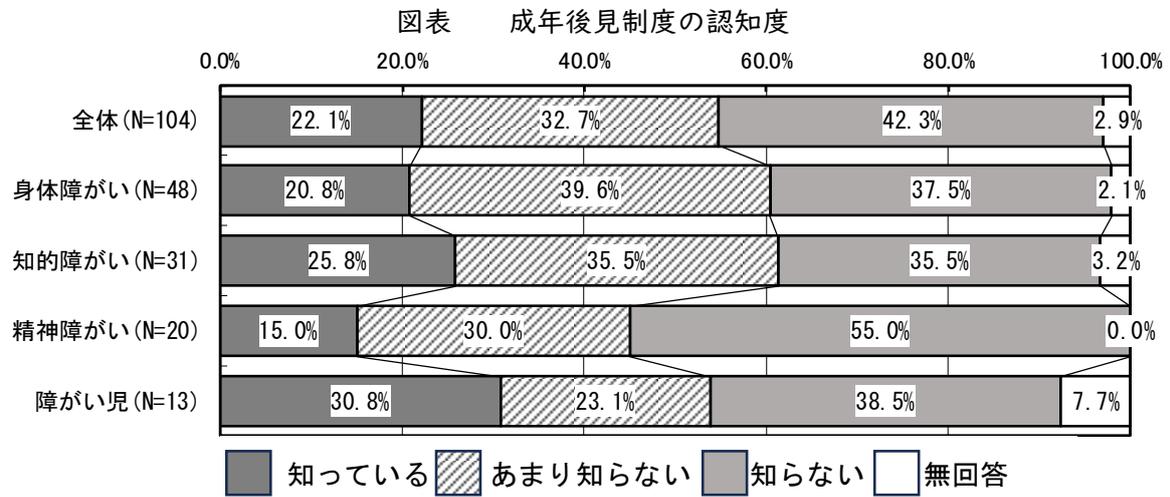


図表 福祉サービスに関する情報の入手先 ②



⑥ 【成年後見制度の認知度】

成年後見制度の認知度は、「知らない」が42.3%で最も多く、次いで「あまり知らない」が32.7%、「知っている」は22.1%となっています。

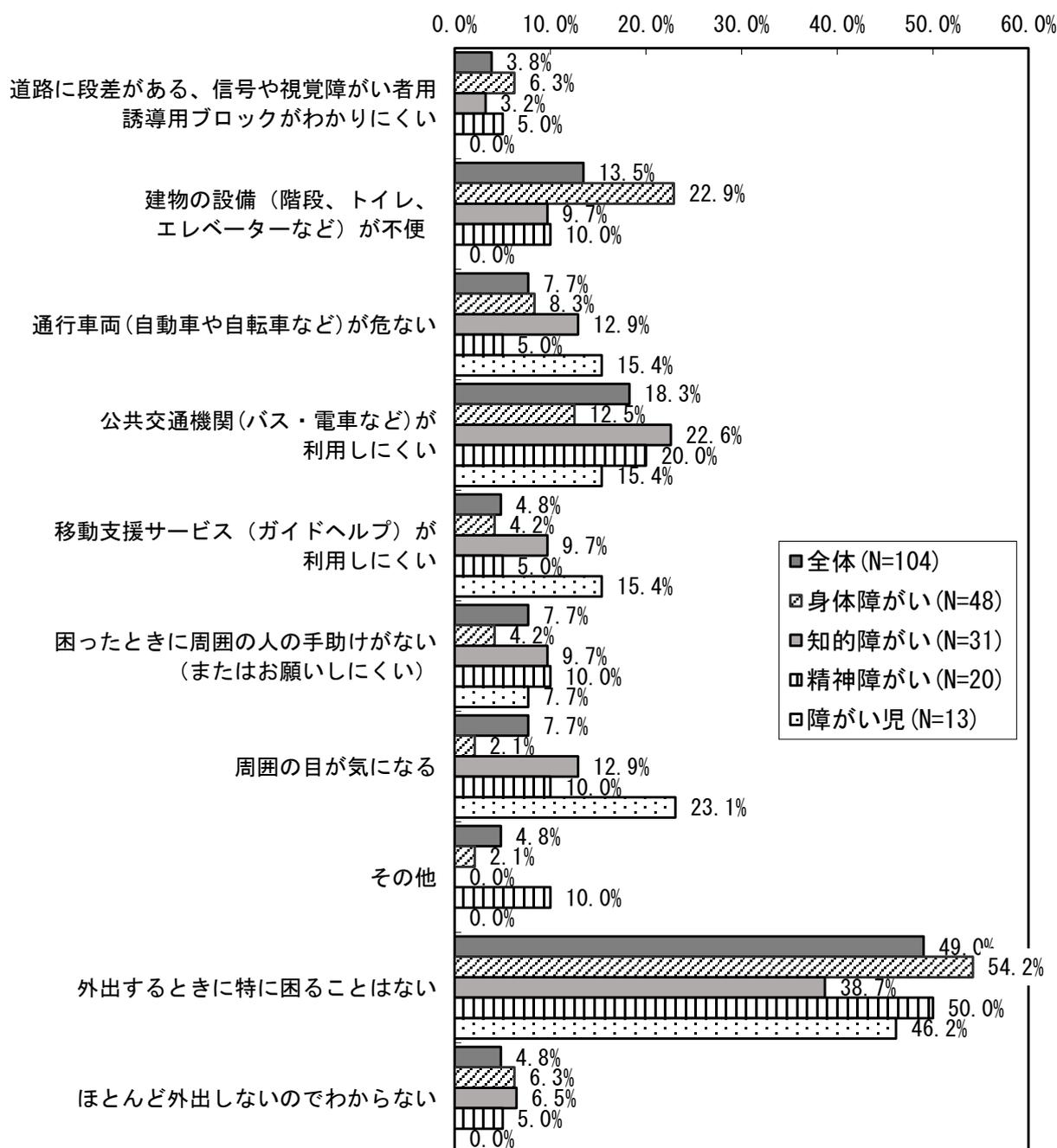


(4) 生活環境について

① 外出時に困ること・不便に思うこと

外出時に困ることや不便に思うことは、「外出するときに特に困ることはない」が49.0%で最も多くなっています。困ることや不便に思うことがある人では、「公共交通機関（バス・電車など）が利用しにくい」が18.3%で最も多く、次いで「建物の設備（階段、トイレ、エレベーターなど）が不便」が13.5%となっています。

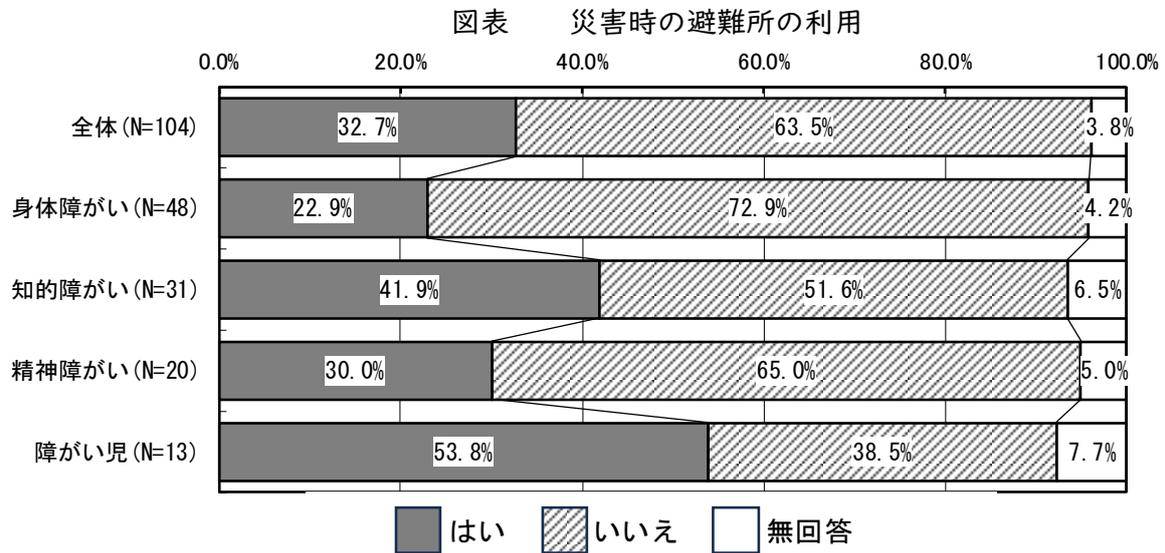
図表 外出時に困ること・不便に思うこと



(5) 災害時の避難について

① 災害時の避難所の利用について

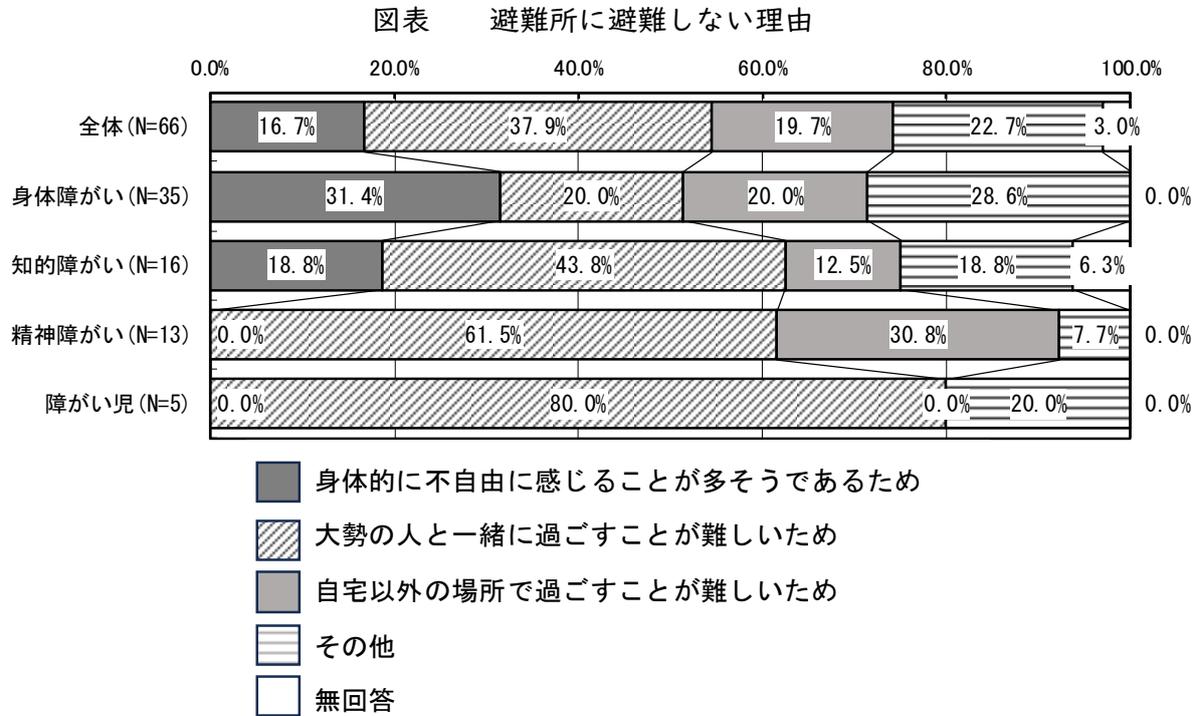
災害時に避難所が開設されたとき、あなたは避難所に避難するかでは、「いいえ」が63.5%、「はい」が32.7%となっています。身体障がいでは、「いいえ」が72.9%、精神障がいでは、65.0%と多くなっています。



② 避難所に避難しない理由

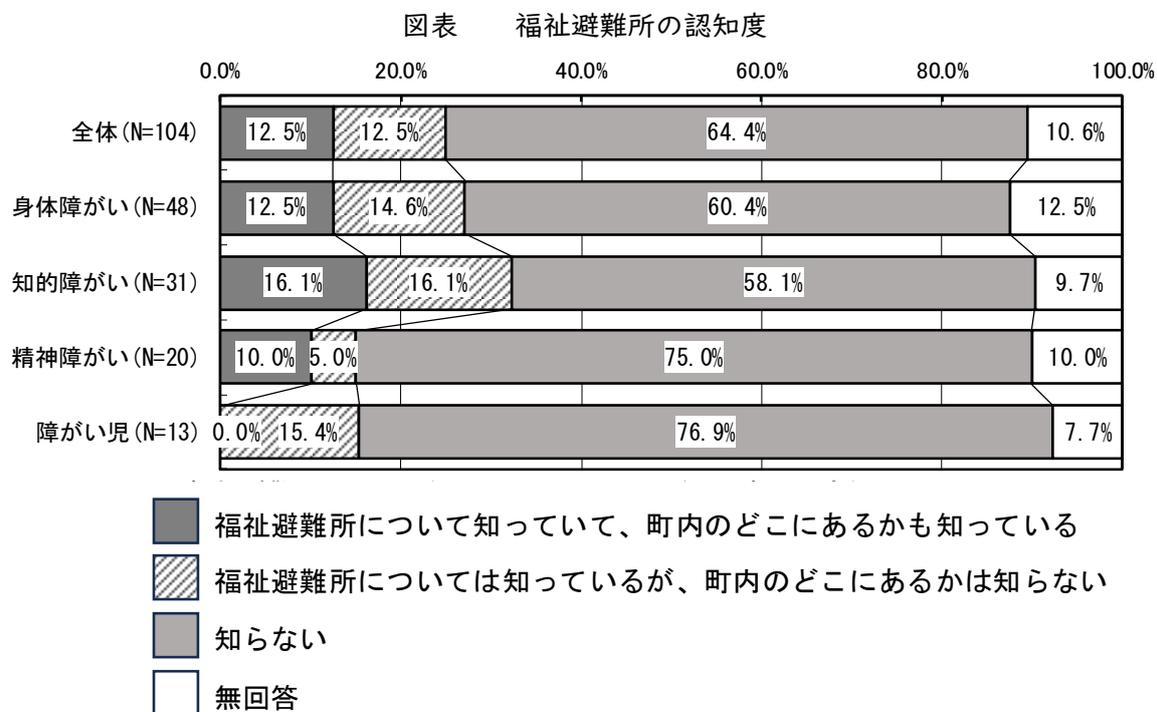
避難所に避難しない理由は、「大勢の人と一緒に過ごすことが難しいため」が37.9%で最も多く、次いで「自宅以外の場所で過ごすことが難しいため」(19.7%)、「身体的に不自由に感じる」が多そうであるため(16.7%)と多くなっています。

また、その他(10件)の主な内容は、「家の方が安全」が6件となっています。



③ 福祉避難所の認知度

今回のアンケートで新設した質問です。福祉避難所の認知度について聞いたところ、「知らない」が64.4%で最も多く、次いで「福祉避難所について知っていて、町内のどこにあるかも知っている」、「福祉避難所については知っているが、町内のどこにあるかは知らない」（いずれも12.5%）となっています。

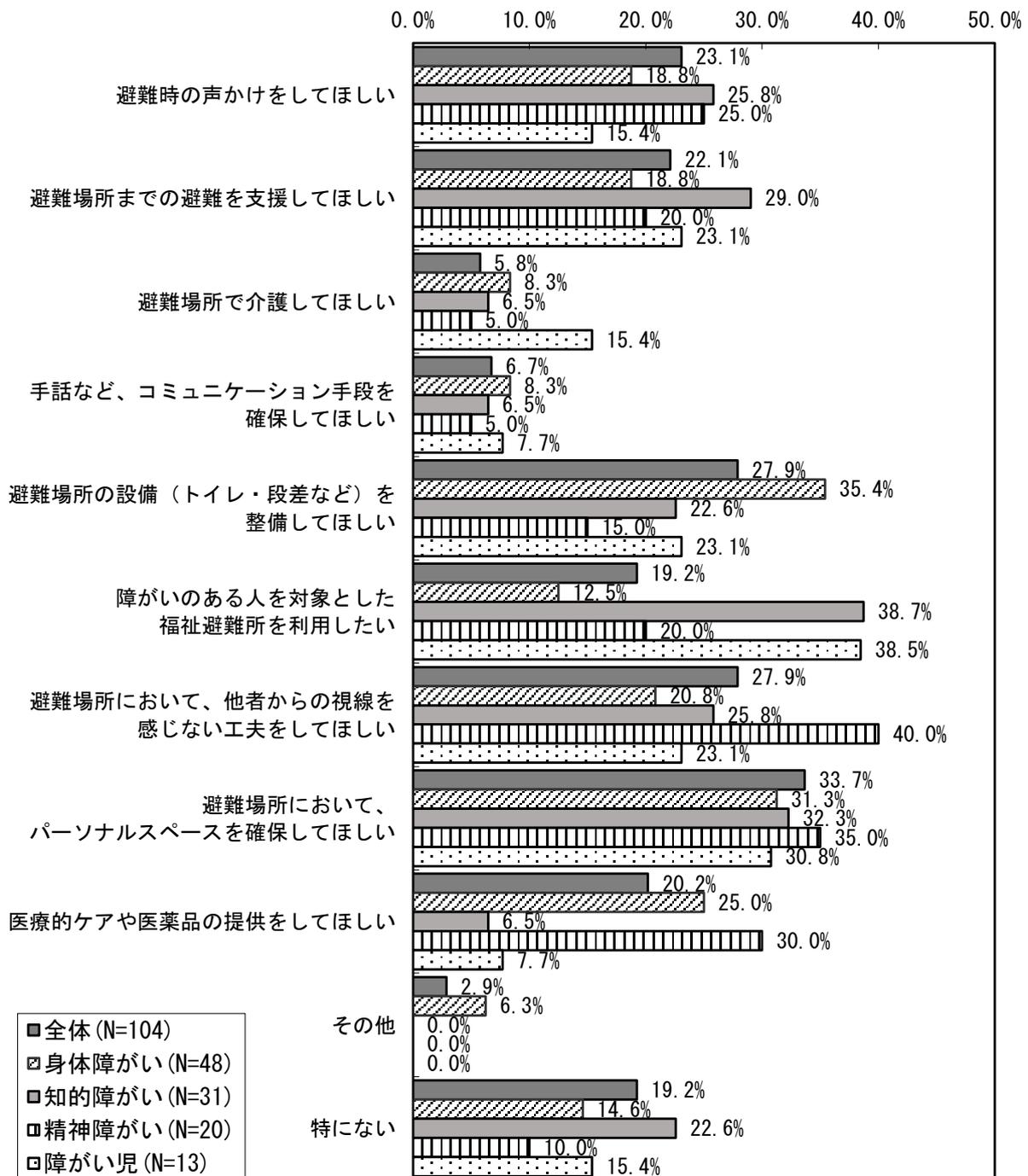


④ 災害発生時に支援してほしいこと

災害発生時に支援してほしいことは、「避難場所において、パーソナルスペースを確保してほしい」が33.7%で最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい」、「避難場所において、他者からの視線を感じない工夫をしてほしい」（いずれも27.9%）となっています。

知的障がいでは、「障がいのある人を対象とした福祉避難所を利用したい」、精神障がいでは、「避難場所において、他者からの視線を感じない工夫をしてほしい」が最も多くなっています。

図表 災害発生時に支援してほしいこと

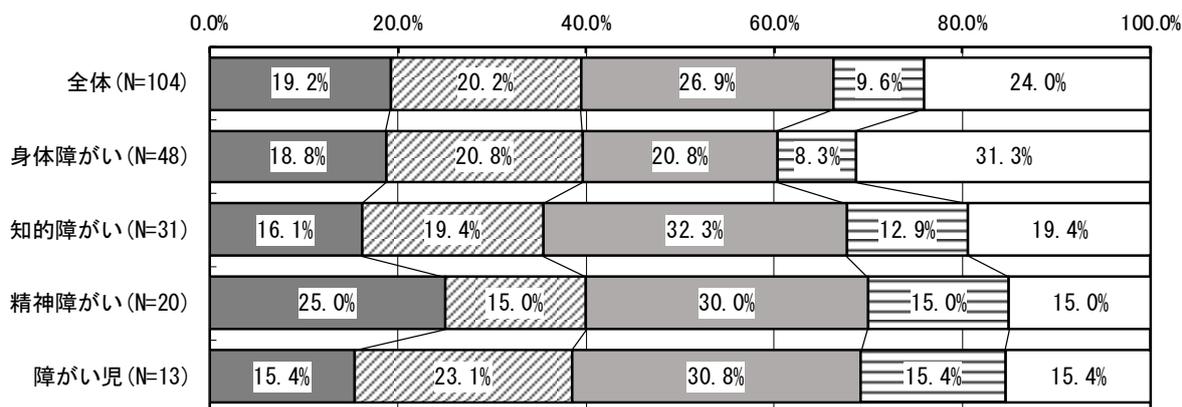


(6) 教育・育成

① 障がいのある児童・生徒に望ましい就学環境

障がいのある児童・生徒に望ましい就学環境は、「支援学校において、専門的な教育やサポートが得られる環境」が26.9%で最も多く、次いで「普通学校の支援学級で専門的な教育やサポートが得られる環境」(20.2%)、「普通学校で他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」(19.2%)となっています。

図表 障がいのある児童・生徒に望ましい就学環境



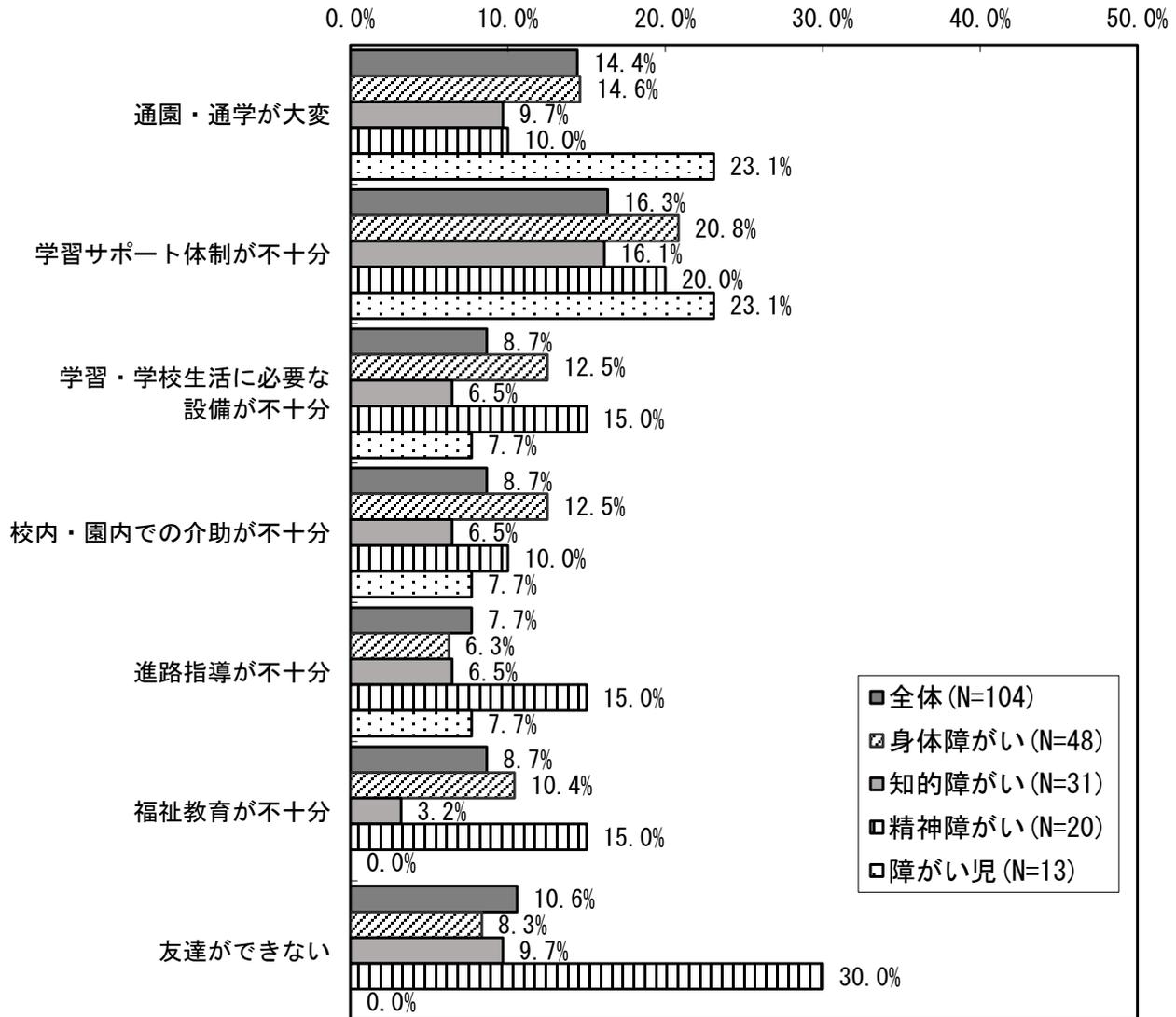
- 普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境
- 普通学校の支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境
- 支援学校において、専門的な教育やサポートが得られる環境
- その他
- 無回答

② 学校・園生活を送る上での問題点

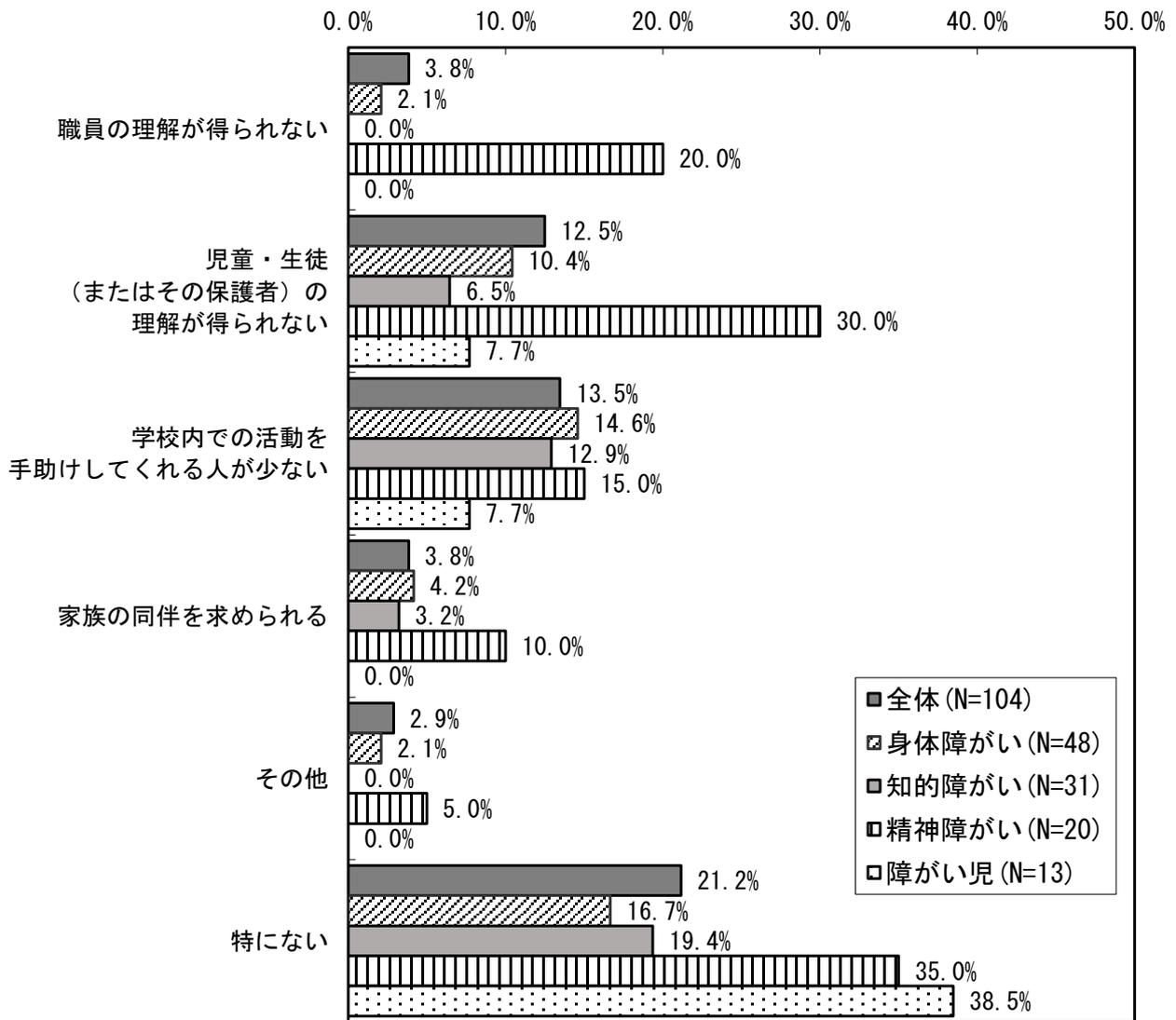
学校・園生活を送る上での問題点は、「特にない」が21.2%で最も多くなっています。問題点がある人では、「学習サポート体制が不十分」が16.3%で最も多く、次いで「通園・通学が大変」(14.4%)、「学校内での活動を手助けしてくれる人が少ない」(13.5%)となっています。

精神障がいでは、「友達ができない」、「児童・生徒(またはその保護者)の理解が得られない」(いずれも30.0%)が最も多くなっています。

図表 学校・園生活を送る上での問題点 ①



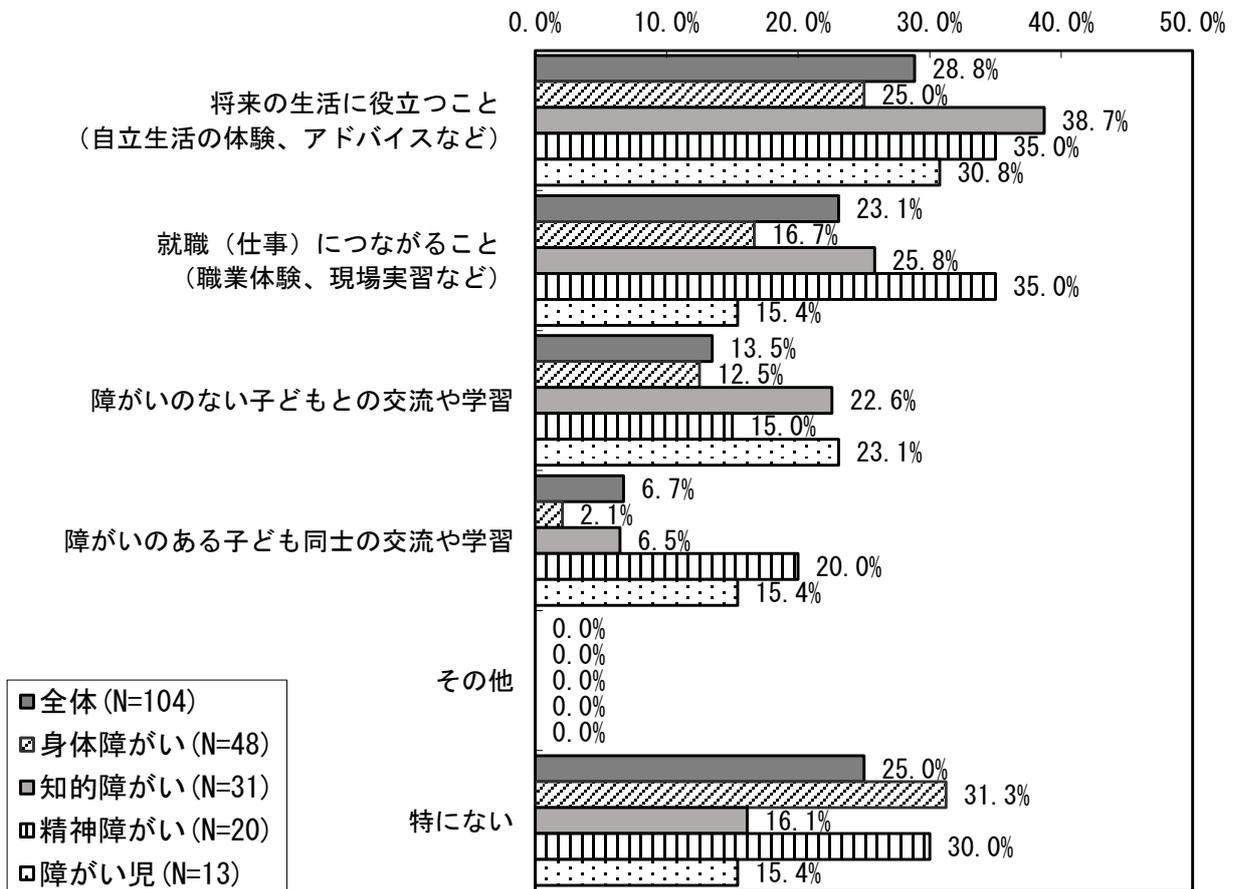
図表 学校・園生活を送る上での問題点 ②



③ 学校に対しての要望

学校でもっとして欲しかったことについては、「将来の生活に役立つこと（自立生活の体験、アドバイスなど）」が28.8%で最も多く、「就職（仕事）につながること（職業体験、現場実習など）」（23.1%）、「障がいのない子どもとの交流や学習」（13.5%）となっています。

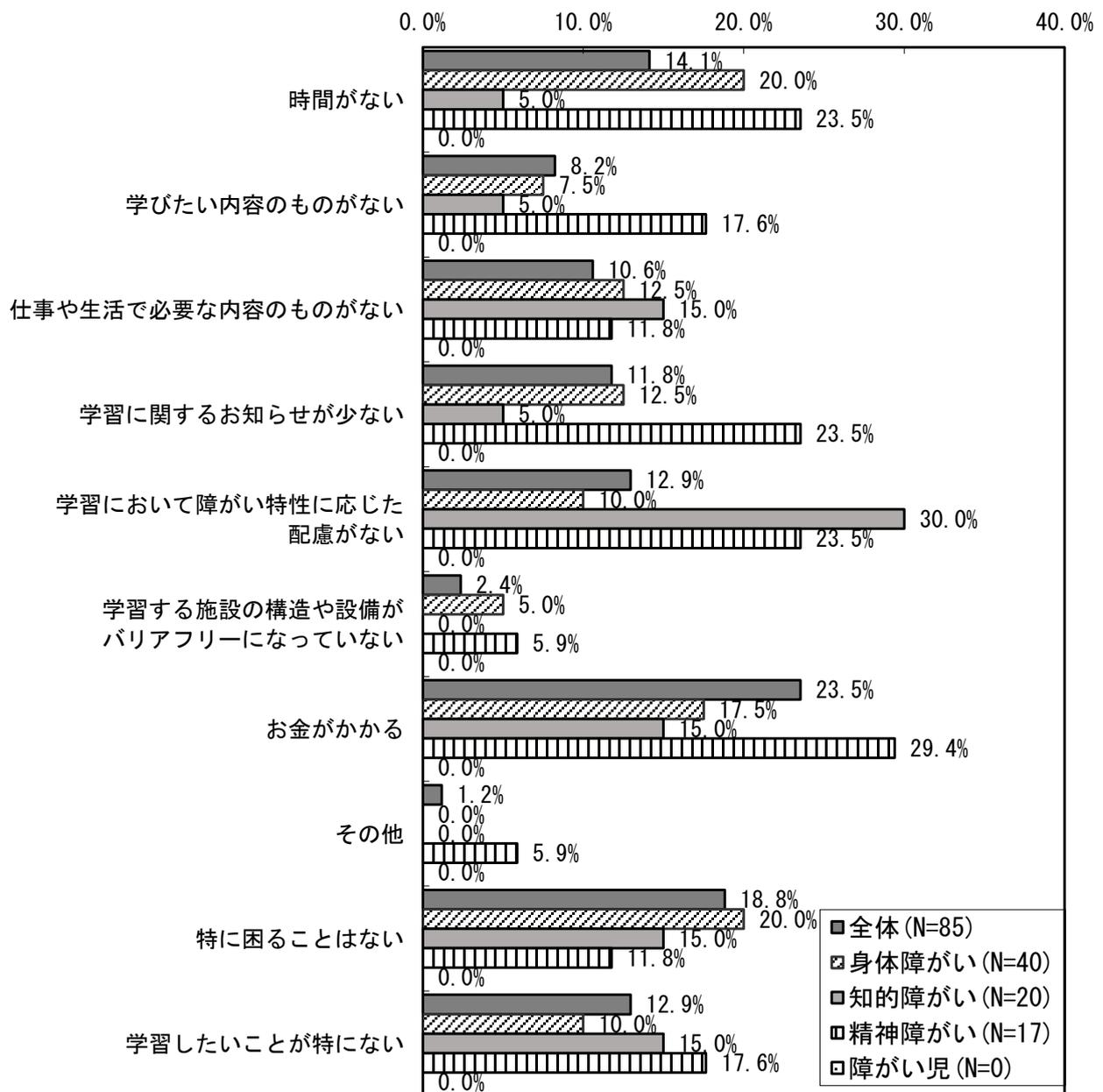
図表 学校に対しての要望



④ 学習する上での問題点

もっと学習をしたいときに困ることや不便なことは、「お金がかかる」が23.5%で最も多く、「時間がない」(14.1%)、「学習において障がい特性に応じた配慮がない」(12.9%)と多くなっています。

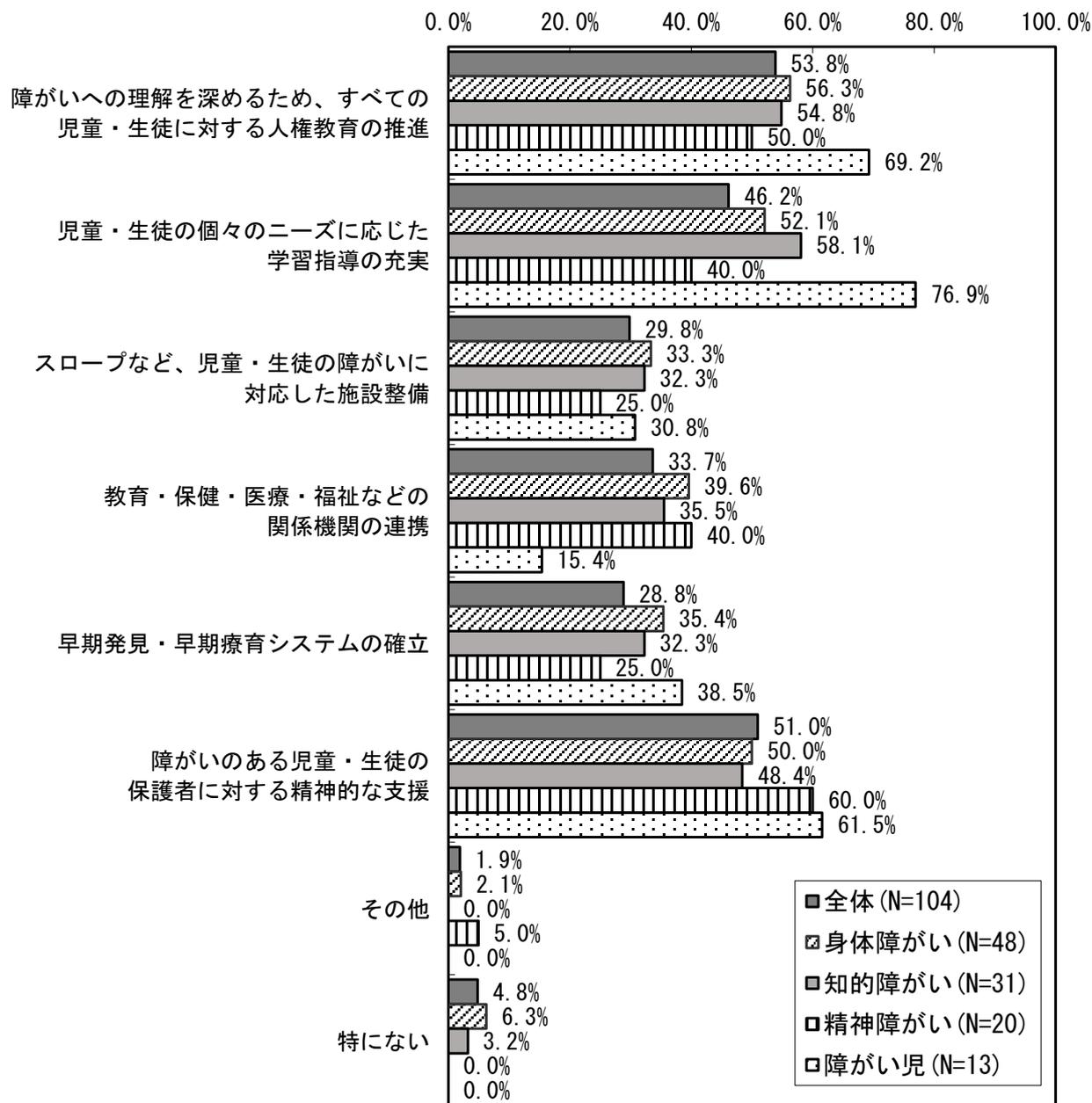
図表 学習する上での問題点



⑤ 障がいのある児童・生徒の教育・育成に必要なこと

障がいのある児童・生徒の教育・育成に関して必要なことは、「障がいへの理解を深めるため全児童・生徒に対する人権教育の推進」が53.8%で最も多く、次いで「障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」(51.0%)、「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」(46.2%)となっています。

図表 障がいのある児童・生徒の教育・育成に必要なこと

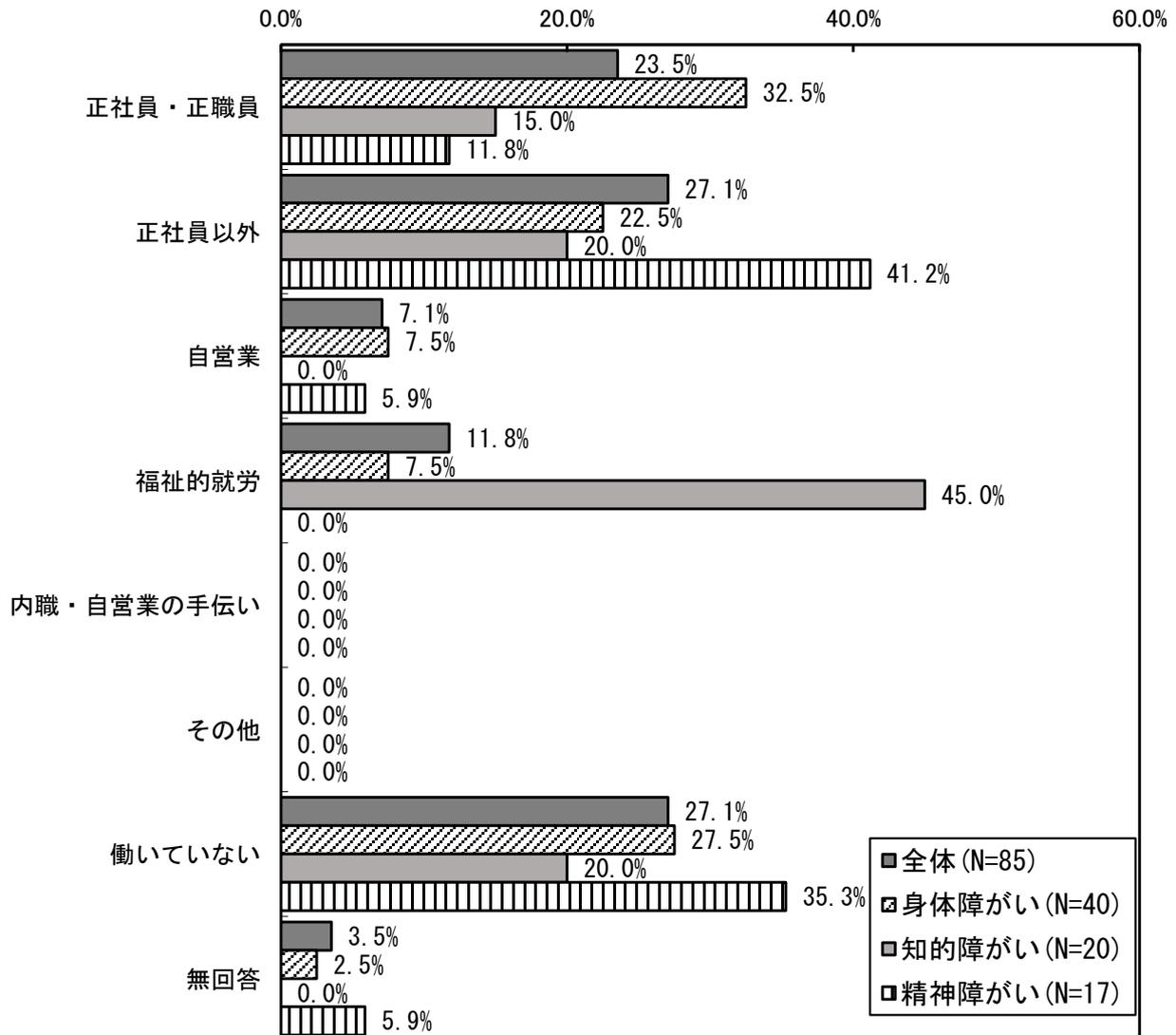


(7) 雇用・就業について (18歳以上)

① 現在の就労状況

現在の就労状況は、就労している人では「正社員以外（アルバイト、パート、契約社員、派遣社員、日雇い等）」が27.1%で最も多く、「正社員・正職員」(23.5%)、「福祉的就労」(11.8%)となっています。また、「働いていない」は27.1%となっています。

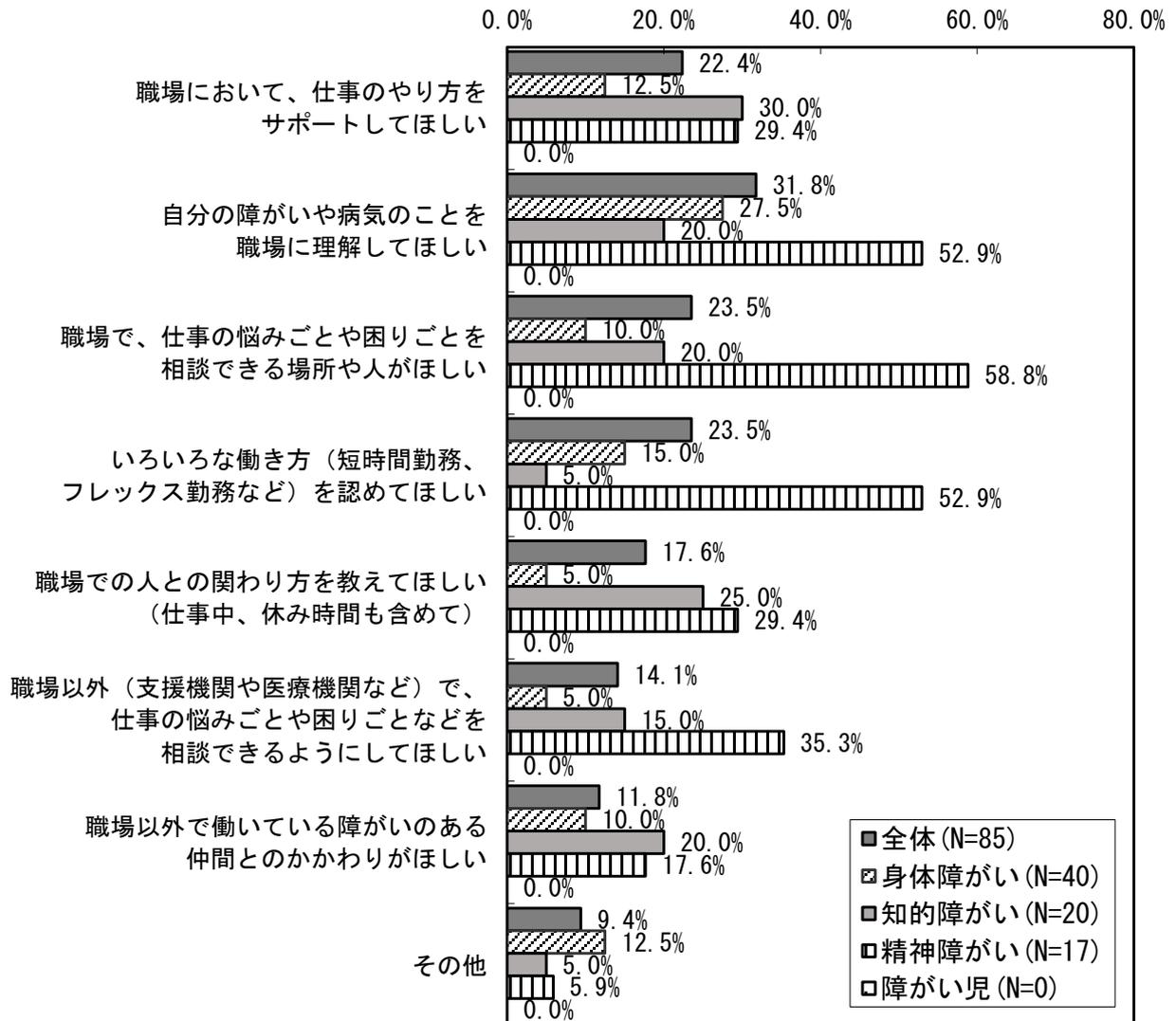
図表 現在の就労状況



② 働き続けるために望むこと

働く、働き続けるために望むことは、「自分の障がいや病気のことを職場に理解してほしい」が31.8%で最も多く、次いで「職場で、仕事の悩みごとや困りごとを相談できる場所や人がほしい」「いろいろな働き方(短時間勤務、フレックス勤務など)を認めてほしい」(いずれも23.5%)となっています。

図表 働き続けるために望むこと

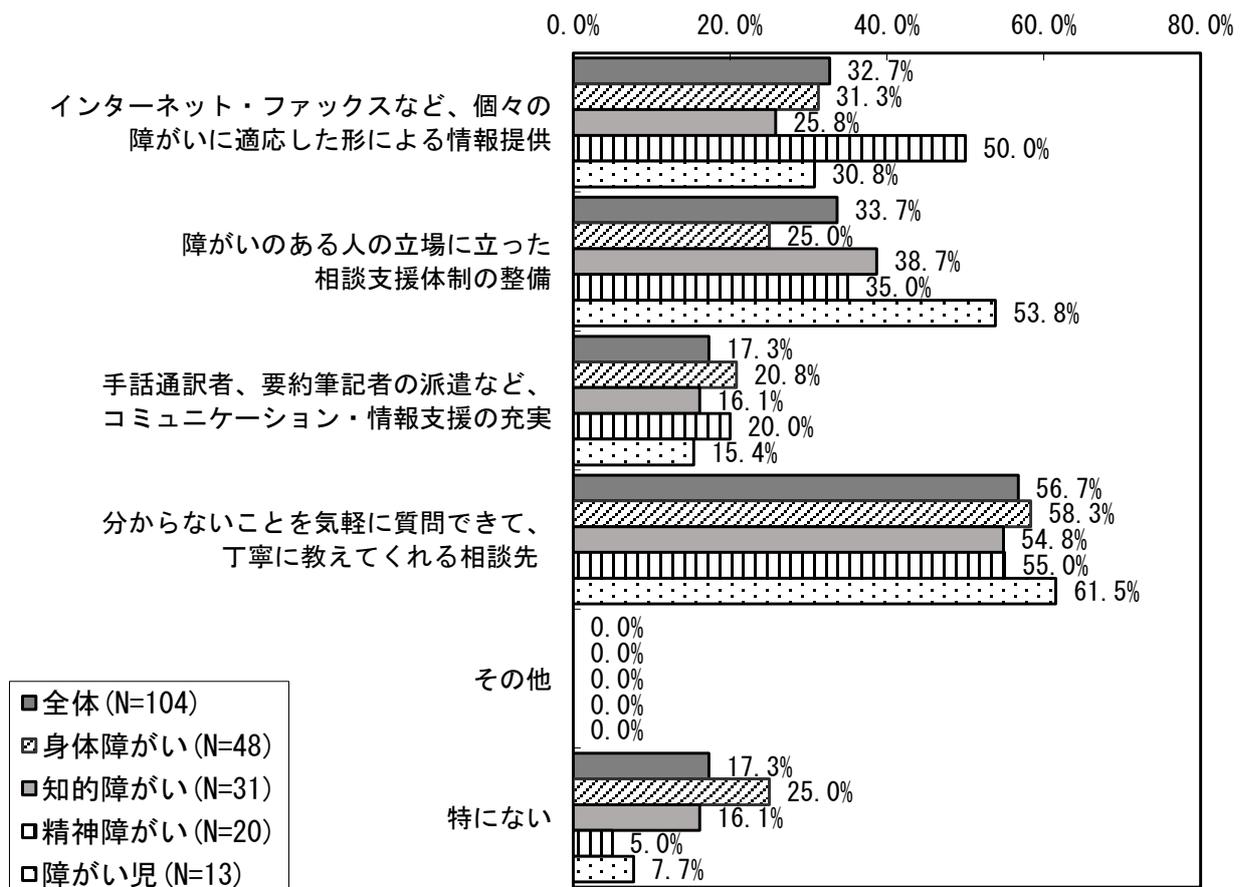


(8) 情報・コミュニケーション

① 障がいのある人の情報収集・コミュニケーションに必要なこと

障がいのある人の情報収集・コミュニケーションに関して必要なことは、「分からないことを気軽に質問できて、丁寧に教えてくれる相談先」が56.7%で最も多く、次いで「障がいのある人の立場に立った相談支援体制の整備」(33.7%)、「インターネット・ファックス等、個々の障がいに適応した形による情報提供」(32.7%)となっています。

図表 障がいのある人の情報収集・コミュニケーションに必要なこと



3. アンケート調査の結果から見える課題

(1) 障がい理由とする差別がない社会環境の整備

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体など同様に「義務」とされました。障がいの有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向け、意識面を含め、日常生活や社会生活において障がいのある人の社会への参加を制約している社会的障壁を取除くことが求められています。

調査結果では、学校、職場・仕事、公共交通機関、店舗など様々な場面で障がいを理由とした差別等を受けている状況が依然うかがえます。障がいを含む人権全般に関する教育・啓発の充実・強化をはじめ、学校・幼稚園・保育所(園)等における福祉教育の実践のほか、障がいのある人自身による積極的な地域との交流を通して、障がいのある人や人権に対する理解を一層深め、障がいのある人の権利を守る取り組みの強化が必要です。

(2) 障がいのある人の能力を高める教育・療育環境の充実

学校・幼稚園・保育所(園)などにおいては、「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に障がいのある児童・生徒一人一人の課題に配慮した適切な教育・保育が行われるよう、体制や教育環境の充実が重要です。

調査結果でも、障がいのない児童・生徒と分け隔てのない教育環境を求める意見がある一方で、学習サポート体制が不十分、通園・通学が大変、保護者の障がいへの理解が得られないなどの環境面で問題があるという意見もみられます。

就学前から卒業後までのライフステージを横断した切れ目のない支援を進めることが重要であり、将来を見通した教育・保育・療育体制の充実と、保健・医療・福祉・就労等の関係機関と連携し継続的な支援のための取り組みを推進することが必要です。

(3) 障がいのある人の主体的な社会参加、就労の促進

障がいのある人の状況やニーズに合った地域活動に対する支援を充実していく必要があります。

一方、調査結果では、障がいのある人の就労が困難となっている背景として、職場での障がいに対する理解不足や障がいのある人の望む働き方に理解を示す企業・事業所がまだまだ少ない様子うかがえます。引き続きハローワーク等と連携し、身体障がい者だけでなく知的障がい者や精神障がい者の雇用も進め、法定雇用率以上の雇用に積極的に取り組んでいくことが必要です。

一般企業に対しては、事業主の障がいのある人の雇用への理解・協力のための取り組みに努める一方、障がいのある人に適した仕事や職域の開発、職業訓練の機会の充実とともに、障がいの特性に配慮した就労条件や環境整備などを企業に働きかけ、就労機会の拡大を図っていくことが必要です。

(4) 保健・医療サービスの提供体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で健康に暮らしていけるよう、日頃から健康管理に努めるとともに、ふだんから生活習慣病等の予防に主体的に取り組むことが重要です。

障がいのある人が地域で安心して自立生活を送っていくにあたって、健康に対する適切な支援体制が整備されていることが必要です。

高齢化の進行を背景に、障がいがある長期療養者の増加や疾病の重度化が進むものと考えられま

す。このような状況に対応し、障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、保健・医療・福祉が連携した相談支援をはじめ、リハビリテーション体制や、病状が急変することが少なくない精神障がい者の地域での安心な生活を支えるための身近な医療サービスなど、障がい者のニーズに応じた医療提供体制の充実が求められます。

(5) 障がいのある人が自立した地域生活を送るための多様な支援の充実

調査結果から障がいの種別により暮らし方へのニーズは多様であることがうかがえ、また在宅での生活費の確保や親なき後の暮らしなど、地域生活を送るために必要な支援やニーズも障がいの特性により違いがみられます。

障がいのある人が施設や病院等から地域での生活を継続するためには、これらのニーズに対応した障がい福祉サービスや地域生活支援事業による支援をはじめ、生活基盤の安定に向けた支援など、多岐にわたる支援の充実が必要です。

障がいのある人が福祉サービスなどの支援を円滑に利用するためには、障がいのある人やその家族、介助者等が抱える様々な不安や悩みを気軽に相談し、適切なサービスにつなぐことができる相談支援体制、サービスや制度に関するわかりやすい情報提供やアクセスのしやすさが重要です。

(6) 障がいのある人にとって安心・安全な生活環境の整備

障害者基本法に明記されている「障がい者にとって障壁となる事物・制度・慣行・観念など、あらゆる障壁を取除くことが必要である」という趣旨を踏まえ、だれにとってもやさしいまちづくりをめざし、障がいのある人を含むすべての住民が暮らしやすい生活環境の整備が引き続き必要です。

調査結果では、外出移動について、公共交通機関が利用しにくい、建物の設備（階段、トイレなど）が不便、道路の段差など、外出時の困りごとへの不安などを感じている障がいのある人は少なくありません。障がいのある人に外出の機会を継続的に提供し、活発な社会生活を送るための支援の充実を図っていくことが重要です。引き続き障がいのある人の目線に立って、移動しやすい空間の整備に取り組む必要があります。

また、災害時に単独で避難したり近隣に助けを求めたりすることが困難である障がいのある人は少なくないと考えられます。このような人たちが災害弱者とならないよう、適切に支援するための避難行動要支援者情報の充実や避難支援のためのネットワークの構築、地域コミュニティにおける支えあいの地域づくりを進めていく必要があります。

第4節 相談支援事業所等に対する聞き取り調査結果にみる現状と課題

1. 調査の実施概要

本計画の策定にあたり、相談支援事業所等を対象に、現状・課題等を把握するため、聞き取り調査を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

- ① 調査対象 町内在住の障がい児・者に相談支援事業を実施している主な事業所、町社会福祉協議会、町民生児童委員協議会
- ② 調査方法 面談
- ③ 調査期間 令和5年8月～9月

2. 主な調査結果

【障がいのある人が地域で生活する条件として、必要な施策・支援】

- ・ 介助者の確保、相談相手や相談機関の充実
- ・ グループホーム等住まいの整備
- ・ ショートステイの需要拡大への対応
- ・ 地域住民のさらなる理解が必要
- ・ 後見人について知らない人が多いことから、後見人制度の周知啓発

【障がいのある人とその家族が町内で暮らすにあたり、課題や充実が必要な支援策】

- ・ 保護者や当事者の権利擁護、差別防止のための啓発
- ・ 放課後等デイサービス利用が増加傾向であるため、放課後等デイサービス事業所を増設
- ・ 相談支援が非常に重要であることから、町内の相談支援事業所の増加

【サービスの質・量の確保に向けた課題等について】

- ・ 相談について、適切に提供できているのか、評価の場が必要
- ・ 人材の確保及び育成が必要

【その他】

- ・ 今後、ひきこもりへの対応、また「福祉サービス等につながってこなかった人」への対応の必要性が高まることが想定される

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念と基本的視点

1. 基本理念

だれもがその人らしく、安心して生活できる「共生のまち」 宇治田原

本計画の基本理念は、計画の連続性・整合性を図る観点から、前計画の理念を継承することとします。

この理念を原則に、住民一人一人が障がいのことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、障がいの有無に関係なく、地域で支え合うすべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる社会の実現をめざし、「宇治田原町第3期障がい者基本計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を推進するものとします。

2. 推進施策の展開にあたっての基本的視点

国の基本計画では、障がい者施策の各分野に共通する6つの横断的視点を設定しています。

- ・ 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ・ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・ 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・ 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上及び向上に資する新技術の利活用の推進
- ・ 障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- ・ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策について総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

以上を踏まえ、本町の施策を推進する上で、次の4つの視点を本計画における基本的視点として位置づけ、庁内関係課をはじめ、関係機関・団体等との連携と協働のもと取り組んでいくこととします。

【計画推進にあたっての基本的視点】

■持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざす世界共通の目標である「SDGs」推進の取組とも^{わだち}軌を一にし、障がいのある人のみならず、様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標に向け、協力して取組を推進します。

■障がいのある人の自立生活と社会参加の促進

障がいのある人が、地域の一員として活動し、社会に参加する力の向上を図ることができるよう、障がいの特性への配慮をはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援が受けられる体制を充実し、関係機関・団体が連携・協働して、学ぶ場・働く場・活動する場等の環境の整備を図り、障がいのある人の自立生活と積極的な社会参加を促進します。

■障がいのある人の自己選択・自己決定への支援

障がいのある人自身が自己選択・自己決定を前提に必要なサービスを受けながら安心して生活を送ることができるよう、適切な相談支援体制の充実をはじめ、意思疎通のための手段を選択できる機会の提供の促進などに努め、その人らしい生活を送ることができる環境づくりを推進します。

■共生社会の実現に向けた取組の推進

障がいに対する理解が一層進み、障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしていけるよう、障がいの有無に関係なく、地域で支え合って生きる「共生」の理念を一層浸透させていく取組を進めるとともに、引き続き地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、地域の実情に応じた包括的な支援体制を構築します。

第2節 施策の体系

基本理念	推進施策	取り組みの方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">だれもがその人らしく、 安心して生活できる「共生のまち」宇治田原</p>	(1)差別の解消及び権利擁護等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいに関する理解、交流の促進 ○権利擁護の啓発と推進 ○障がい児・者への虐待防止やケースに対応する体制の充実
	(2)ともに学び育つ教育・育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○療育・発達支援の充実 ○障がい・発達に応じた教育の推進 ○切れ目ない連続したサポート(支援)体制の整備
	(3)いきいきと活躍できる社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用促進・就労支援の充実 ○福祉的就労の充実 ○移動・コミュニケーション支援の推進 ○多様な地域活動による社会参加の促進 ○文化芸術やスポーツ活動参加の促進
	(4)心身の健康を守る保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・リハビリテーションの推進 ○健康への関心を深める取組の推進 ○難病患者等への支援
	(5)生活の質(QOL)を高める生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実 ○様々な手法による広報・情報提供体制の充実 ○生活支援のためのサービスの提供(※) ○サービス利用の仕組みの円滑な運営(※)
	(6)暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での支え合いの推進 ○だれもが住みやすいまちづくり ○暮らしの安心・安全の確保

※障がい福祉計画及び障がい児福祉計画で各サービスの見込み量及び確保方策を設定

第4章 分野別施策の展開

推進施策Ⅰ 差別の解消及び権利擁護等の推進

【これまでの取組の概要】

本町では、これまで障がい（障がい児・者）に対する住民の理解を深めるため、町広報紙をはじめ、ホームページでの情報提供、障害者週間啓発事業等の各種イベント・行事の機会を活用し啓発や広報を展開してきました。また、町内の社会福祉法人や町社会福祉協議会が主催する行事等を活用し障がい（障がい児・者）に関する啓発や、障がい児・者と地域住民が交流する機会を設けています。加えて、学校教育において体験学習等を取り入れた福祉教育の実践により、児童生徒が障がい児・者に対する理解を深めるための取組を進めています。

一方、障がい児・者の権利擁護については、成年後見制度利用支援事業の実施のほか、社会福祉協議会が「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」を実施する等、障がい児・者の権利を守るための取組を行っています。

また、障がい者虐待への対応については、京都府や弁護士が主催する研修会への参加等を通じ職員の虐待対応の資質向上を図るとともに、虐待事案が発生した場合は、ケース会議を開催し対応策を協議し、困難事例の場合は、相談支援事業所や保健所、サービス事業所等が連携して問題解決にあたる体制を構築し、虐待に対する適切な対応等を図っています。

【施策の方向性】

障がいに対する理解が一層進み、障がい児・者が地域で安心・安全に暮らしていけるよう、障がいの有無に関係なく、地域でともに生きる「共生」の理念を一層浸透させていく取組が重要です。

そのため、家庭や地域、学校、職域等あらゆる場において、すべての世代の住民がそれぞれの個性を互いに尊重し合い、障がいに対する正しい理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向け、地域住民、行政、障がい者団体や関係機関等、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会を通じて、広報・啓発活動を推進します。

また、障がい児・者の基本的人権を守るため、権利擁護に努めるとともに障がい児・者への虐待防止を推進します。

(1) 障がいに関する理解、交流の促進

【施策展開の方針】

家庭や地域、学校、職場等あらゆる場において、すべての世代がそれぞれの個性を互いに尊重し合い、障がいに対する正しい理解を深めるため、地域住民、行政、障がい者団体や関係機関等、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会を通じて、広報・啓発活動を推進します。

【施策内容】

施策	内容
①障がい(障がい児・者)に係る広報・啓発活動の推進	◇町広報紙や町ホームページ、パンフレット等多様な広報・情報提供媒体を活用し、障がい(障がい児・者)に対する理解を深めるとともに、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解の普及・啓発・情報提供を行います。 ◇障がい福祉施策をまとめて記載した『障がい者福祉の手引き』を作成し、障害者手帳取得時に配布するとともに、町ホームページに掲載し、周知を図ります。 ◇毎年12月3日～9日の「障害者週間」等の各種機会を利用し、住民や町内企業に対する啓発活動・情報の提供に努めるとともに、障がい児・者との交流を図ります。 ◇各種機会・媒体を利用し、情報の提供に努めていきます。
②地域における交流・ふれあい機会の充実	◇社会福祉法人宇治田原むく福祉会が開催する「れつつまつり」、町社会福祉協議会が行う「地域が元気!さくら福祉まつり」のほか、町民スポーツフェスティバル等の機会を通じて、広く住民と障がい児・者との交流を図ります。
③子どもたちへの福祉学習の推進	◇小学校で各学年別に実施する障がい児・者に対する理解教育や中学校における福祉施設での職場体験等を実施し、障がい児・者や高齢者等の福祉に携わる仕事・現場を知り、福祉に対する理解を深める学習機会を継続して提供します。 ◇小・中学校において障がいのある児童・生徒と、障がいのない児童・生徒や民生委員・児童委員との交流活動等を行い、支援が必要な児童・生徒への理解と啓発を図ります。

(2) 権利擁護の啓発と推進

【施策展開の方針】

障がい児・者の権利擁護に係る成年後見制度の普及・利用促進に向けた周知・情報提供に努めるとともに、相談等において利用の必要が認められる人については、関係機関の連携と調整を行い、円滑な利用に結びつけます。

【施策内容】

施策	内容
①権利擁護に係る制度・事業の周知と利用促進	<p>◇判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護に関する契約を援助する成年後見制度の普及・利用促進に向けた周知・情報提供に努めます。</p> <p>◇町が行う成年後見制度利用支援事業、町社会福祉協議会が提供する「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」について普及・利用促進に向けた周知・情報提供に努めるとともに、相談等において利用の必要が認められる人については、関係機関の連携と調整を行い、円滑な利用に結びつけます。</p>

(3) 障がい児・者への虐待防止やケースに対応する体制の充実

【施策展開の方針】

障がい児・者とその権利を侵害されることなく、地域で安心して生活できるよう、障がい児・者に対する虐待防止対策等、障がい児・者の基本的人権を守るための取組とともに、地域で見守り支える仕組みづくりを推進します。

【施策内容】

施策	内容
①障がい者虐待の防止や困難ケースの解決に向けた体制づくり	<p>◇町広報紙や町ホームページ等を通じて、障がい者虐待の防止に向けた啓発を推進します。</p> <p>◇学校での福祉学習や人権教育、生涯学習事業等により、多様な世代に対する啓発・学習機会の提供に努めます。</p> <p>◇虐待事例については、町福祉課等が第一義的な通報・相談の受付窓口として迅速かつ適切な対応にあたる体制を構築し、必要に応じて関係者・関係機関による個別ケース会議の開催や、専門機関へつなげる役割を担います。</p> <p>◇複雑多様化する困難ケースに適切に対応するため、地域自立支援協議会を活用し、関係機関との連絡・調整を図りながら問題解決に向けた取組を推進します。</p>

推進施策2 とともに学び育つ教育・育成の推進

【これまでの取組の概要】

本町では、乳幼児健診等の機会を活用し、医師の診察のほか、保健師や発達相談員等による発達や育児に関する相談、助言を行うとともに、疾病や障がいが判明した場合には、関係機関と連携を図り、保護者・家族に対する継続的な相談を行っています。

また、就学前児童を対象とした療育教室をはじめ、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター、学校、保健所・こども発達支援センター等の京都府の機関が連携し、発達に課題のある子どもに対し、必要な支援を迅速に行う体制を構築しています。

学校教育では、配慮が必要な子どもたちに対し、個々の教育的ニーズに応じた指導を行うことによって、児童生徒一人一人の能力や可能性を伸ばすための教育を推進しています。また、放課後デイサービス等の障がい福祉サービスの利用により、配慮が必要な子どもたちの放課後の居場所を確保し、個々の発達に応じたサポートを推進しています。

【施策の方向性】

障がいの有無に関係なく、子どもたちがともに学び育つことができる環境は、将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、共生の理念を育むためにも重要です。

そのため、療育教室をはじめ、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター、放課後等デイサービス提供事業所等の障がい福祉サービス提供機関、学校等の教育機関、保健所・こども発達支援センター等の京都府の機関が互いに連携し、学び・育つ場の提供・充実を図り、障がいの状況等に応じて、一人一人の個性や可能性をともに伸ばす教育・育成の推進を図ります。

(1) 療育・発達支援の充実

【施策展開の方針】

障がいや疾病、発達に課題のある子どもの早期発見・早期治療・早期療育につなげるため、成長段階に応じた保健事業を実施します。

また、学校・保育所や幼稚園における健康診査を通じて疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、保護者を含めた療育・支援体制を充実します。

【施策内容】

施策	内容
①子ども・保護者への相談体制の充実	◇乳児健康診査・乳児後期健康相談・幼児健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査・乳幼児健康相談等発達の節目の健康診査等を通じて、医師の診察や、保健師等による発達や育児に関する相談・助言を行います。 ◇各種健康診査等で疾病や障がい判明した場合には、適切な治療・療育に向けた保健・医療をはじめとする関係機関の連携を図り、保護者・家族に寄り添い、継続的に相談できる体制を構築します。
②関係機関の連携による支援	◇幼児の障がいの早期発見・早期対応に向けて、気になる子どものスクリーニング等を実施するとともに、保育士等の観察能力や保

施策	内容
	<p>育環境の向上を図ります。</p> <p>◇地域自立支援協議会が中心となり療育教室をはじめ、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター、放課後等デイサービス提供事業所等の障がい福祉サービス提供機関、学校等の教育機関、保健所・こども発達支援センター等の京都府の機関が互いに連携し、必要な支援を迅速に行います。</p>
③療育の推進	<p>◇町内の児童発達支援事業所や医療機関等の専門機関と連携し、障がい児またはその疑いのある未就学児に対する早期療育に努めるとともに、子どもにとって一番の支援者である保護者に対し、楽しく子育てに臨める自信が持てるよう「ペアレントトレーニング」等の支援プログラムを実施する等、支援体制の充実を図ります。</p> <p>◇療育教室においては、発達相談員、臨床心理士等の専門職による療育の推進により、一人一人の個性や能力を伸ばすように努めます。</p> <p>◇就学後の児童・生徒に対し、校内の通級指導教室において、一人一人の特性に応じた支援の充実を図り、また放課後等デイサービス等のサービスを必要に応じ活用できるよう支援します。</p>

(2) 障がい・発達に応じた教育の推進

【施策展開の方針】

障がい児が一人の人間として成長し、社会の一員として自立と社会参加を果たせるよう、持てる能力と個性を伸ばし、可能性を引き出す学習指導の充実を図ります。

また、障がい児一人一人のニーズに対応した教育支援に取り組みます。

【施策内容】

施策	内容
①進路指導体制の充実	<p>◇特別支援学校卒業予定者が地域で働き、生活を営むことができるよう、支援学校等と卒業後の地域生活相談（進路相談）を実施し、将来にわたる地域生活の支援の充実を努めます。</p> <p>◇相談支援事業所や京都府家庭支援総合センター等、関係機関との連携・情報共有を図ります。</p> <p>◇教育支援委員会において、児童生徒の教育的ニーズ、本人・保護者の希望、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から進路選択ができるよう関係機関と連携を図ります。</p>
②教育施設の整備・改善	<p>◇障がい児が学校の施設・設備が理由で学習や学校生活に支障を来すことがないよう、合理的配慮に基づいた施設整備を行います。</p>

(3) 切れ目ない連続したサポート(支援)体制の整備

【施策展開の方針】

障がい児一人一人のニーズに対応した教育を受けることができるよう、関係機関が常に連携し、児童・生徒が進級進学に伴う次のステージにおいてもスムーズに必要な支援を受けられる体制の整備に取り組めます。

【施策内容】

施策	内容
①切れ目ない連続したサポート(支援)体制の整備	<ul style="list-style-type: none">◇障がい児一人一人の状況や特性に応じた教育的ニーズを踏まえたきめ細かな個別指導・支援を行うため、個別の支援計画並びに個別の指導計画の充実に努めます。◇障がい児一人一人の成長・発達に不可欠な情報が確実に引き継がれていくよう、地域自立支援協議会が中心となり保健・医療・福祉・教育など関係機関での連携の緊密化を図ります。◇発達障がいなど障がいの多様化や、特別な支援を要する児童・生徒に対応するため、日常の教育活動に有効な研修を実施し、教職員の資質の向上に努めます。

推進施策3 いきいきと活躍できる社会参加の促進

【これまでの取組の概要】

障がい者の雇用を促進するため、企業に対し、能力や適性に応じ、働きやすく、定着しやすい職場づくりを促すための啓発活動を推進しています。また、ハローワークや就労支援事業所、京都府家庭支援総合センター等と連携し、障がい者への就労相談や一般就労に向けた支援に努めています。さらに町内の障がい福祉事業所と連携し福祉的就労や日中の活動の場を障がい者に提供しています。

一方、障がい児・者の社会参加を促進する取組として、宇治田原町身体障害者協会が取り組む日帰り旅行や各種スポーツ・レクリエーション活動への支援を通じて、障がい児・者の社会参加の機会の充実を図っています。

また、町内の障がい福祉事業所や社会福祉協議会が開催するイベントを通じて、地域住民との交流、障がい児・者への理解を深める機会の提供に努めています。

【施策の方向性】

障がい者が地域でいきいきと働いたり、多様な場に社会参加し活躍できる環境が身近にあることは、障がい者が主体的に生きがいのある生活を送るために大変重要です。

そのため、雇用・就労については、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、町内の障がい福祉事業所と連携しながら公的機関や企業での雇用を促進する等、障がい者の就業の拡大に努めます。

また、外出やコミュニケーションへの支援の充実や、スポーツ・文化・レクリエーション活動等の参加を促進し、障がい児・者一人一人の個性や能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めます。

(1) 雇用促進・就労支援の充実

【施策展開の方針】

障がい者が一人一人の個性と能力を発揮して働くことができるよう、障がい者の就労機会の確保、企業に対する障がい者雇用に関する啓発・働きかけを強化します。

また、障がい者に対する職業訓練や職業紹介、就職後の職場定着等総合的な就労支援を推進します。

【施策内容】

施策	内容
①障がい者雇用に関する周知・啓発と利用推進	<p>◇障がい者の一般就労の拡大に向けて、町広報紙や町ホームページ、障害者就業・生活支援センター「はびねす」等を通じて、町内外の企業に対して障がい者雇用に関する理解と積極的な協力についての啓発を推進します。</p> <p>◇障害者雇用率制度や障がい者の短期間試行雇用制度(トライアル雇用制度)等、障がい者雇用に関する制度、障がい者と企業双方における就労・雇用支援制度の周知を行い、障がい者雇用の促進と障がい者の就労支援を推進します。</p>
②就労支援の推進	<p>◇就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター「はびねす」、京都府家庭支援総合センター等の関係機関との連携を図りながら、相談、情報提供、職業訓練、職業紹介、就職後の職場定着支援を行う体制の充実に努めます。</p> <p>◇町内には工業団地があることから、山城北圏域の自立支援協議会やハローワーク等と連携しながら、町内企業との就労に向けた取組ができるよう努めます。</p>

(2) 福祉的就労の充実

【施策展開の方針】

一般就労が困難な障がい者が、働くことを通じて社会参加を果たし、自己実現を図ることで生きがいを感じられるよう、福祉的就労の場・機会の整備・充実を図るとともに、福祉施設等での業務・製品の受注・販路拡大に向けた取組の支援に努めます。

【施策内容】

施策	内容
①福祉的就労から一般就労への移行支援	◇一般就労への移行を希望する障がい者が、希望する仕事への就職を円滑に図れるよう、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター「はびねす」、ハローワーク等と連携を図りながら、就職支援・職場定着支援を総合的に推進します。
②福祉的就労の場の提供と受注機会の拡大	◇一般就労が困難な障がい者に対して、身近な地域において就労・日中活動の場が確保できるよう、障がい福祉サービスの就労継続支援や地域活動支援センター等の福祉的就労の場の確保に努めます。 ◇福祉的就労を提供する福祉施設等に対して、町が発注する物品や役務の提供に関する積極的な発注を促進する、役場庁舎において販売機会を設ける等、就労機会の拡充、授産製品の販路拡大の支援に努めます。 ◇農業関係者に対する啓発に努め、農福連携の取組を推進します。

(3) 移動・コミュニケーション支援の推進

【施策展開の方針】

日常生活や社会参加のため、障がい児・者にとって必要な外出・コミュニケーションを支援するサービスを提供するとともに、サービス提供事業所やボランティア活動等、担い手の確保・育成と連携・協力関係を強化します。

【施策内容】

施策	内容
①外出・移動支援サービスの推進	◇外出を支援する障がい福祉サービスに関して、必要なサービスが提供できるようサービス事業所等への働きかけを行います。
②移動手段の充実	<p>◇うじたわLIKE♡バス、うじたわLIKE♡タクシーについて、さらなる利用促進対策及び利便性の向上を図ります。</p> <p>◇公共交通機関を利用することが困難な重度心身障がい児・者の医療機関への通院等を支援するため、引き続きボランティアの協力を得て移送サービスを実施します。</p> <p>◇福祉タクシー事業については引き続き対象者への個別案内を実施し、利用促進に努めます。</p>
③コミュニケーション支援の充実	<p>◇「宇治田原町手話の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」に基づき、(福)京都聴覚言語障害者福祉協会と連携し、手話通訳、要約筆記等障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。</p> <p>◇障がいの特性に応じたコミュニケーション支援を進めるために、筆談ボードや絵図等のコミュニケーション支援用具の活用を積極的に行います。</p> <p>◇町内の事業所に対して配布したコミュニケーション支援用具の積極的な活用を促し、新たに配布を希望される事業所があればコミュニケーション支援用具を配布します。</p> <p>◇緊急時や対面での手話通訳派遣が難しい場面でも、手話通訳のサービスが利用できる遠隔手話通訳サービスの活用を進めます。</p> <p>◇町社会福祉協議会と連携・協力して、視覚障がい者、聴覚障がい者や音声・言語機能に障がいのある人のコミュニケーション支援を行うボランティアの育成に取り組みます。</p> <p>◇要約筆記ボランティアの協力を得て町主催事業での要約筆記を行う等、ボランティアとの連携・協力を強化します。</p>

(4) 多様な地域活動による社会参加の促進

【施策展開の方針】

障がい児・者一人一人が、自らの個性と能力を生かすとともに、希望に応じた様々な活動に参加することで、自己実現を図り、生きがいづくりにつながるよう、多様な分野における活動の充実を図るとともに、障がい児・者が参加しやすい環境づくりに努めます。

【施策内容】

施策	内容
①地域住民と障がい者・家族の交流の推進	<ul style="list-style-type: none">◇社会福祉法人宇治田原むく福祉会が開催する「れっつまつり」等の機会を通じ、町社会福祉協議会やボランティア、障がい福祉サービス事業所等の様々な機関と連携し、障がい者やその家族が地域住民と交流する機会の拡大に努めます。◇小・中学校において障がいのある児童・生徒と、障がいのない児童・生徒や民生委員・児童委員との交流活動等を行い、支援が必要な児童・生徒と地域住民との交流を促進します。◇町身体障害者協会が取り組むレクリエーション活動に対して継続して支援を行います。◇障がい者の当事者団体に関する情報提供を行い、セルフヘルプ（当事者団体活動の活性化）を支援します。

(5) 文化芸術やスポーツ活動参加の促進

【施策展開の方針】

障がい児・者一人一人が、自らの個性と能力を生かすとともに、希望に応じた様々な活動に参加することで、自己実現を図り、生きがいづくりにつながるよう、多様な分野における活動の充実を図るとともに、障がい児・者が参加しやすい環境づくりに努めます。

【施策内容】

施策	内容
①生涯学習、文化・スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇町立図書館における大活字本コーナーの充実に努めるとともに、(福)京都ライトハウスとの連携による大活字本の貸し出しを推進します。 ◇障がい者団体等に対して、文化・芸術活動等の生涯学習の機会を創出します。 ◇町身体障害者協会が取り組むスポーツ活動に対して継続して支援を行います。 ◇住民体育館をはじめとする社会体育施設の改修・改築時にはさらなるバリアフリー化を進め、障がいの有無に関わらずスポーツに取り組める環境を整備します。 ◇住民のスポーツの機会において、健常者及び障がい児・者がともに取り組む競技・種目を取り入れ、住民どうしの交流を深め、広く住民が障がい児・者に対する理解を深める機会につなげます。 ◇文化・芸術活動に取り組む障がい児・者が成果や作品を発表・展示する機会を提供し、活動の振興とさらなる活動意欲の向上につなげるとともに、広く住民が障がい児・者の活動を知る機会につなげます。
②障がい者が参加しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がいの有無に関わらず、だれもが自ら参加を希望する社会活動に参加できるよう合理的配慮を行います。 ◇町主催事業でのボランティアの協力を得たコミュニケーション支援の拡大を図る等、コミュニケーション支援のツールを周知し、だれもが利用しやすい環境づくりに努め、障がい児・者の社会参加を促します。 ◇ふれあい福祉センターを地域福祉活動の拠点として利用できるようにすることで、活動の活性化を促進します。

推進施策4 心身の健康を守る保健・医療の推進

【これまでの取組の概要】

本町では、妊産婦の健康教育や健康指導、健康診査、各種相談・教室・訪問指導等を実施し、すべての住民が住み慣れた地域で、日頃から健康管理に努め、健康で暮らしていけるよう、乳幼児期から疾病の予防や障がいの予防、早期発見・早期治療、高齢期の介護予防等様々な取組を進めています。

自殺者の増加が社会問題化する中、本町においては、令和4年3月に「第2期宇治田原町自殺対策計画」を策定し、自殺に追い込まれる住民がいないまちの実現に努めています。心の健康づくりに関しては、町広報紙で知識の普及、情報提供に努めており、個別の相談等は町と保健所等が連携し支援にあたっています。

また、保健所と連携し、「京都府こころの健康相談員」による相談支援を推進しており、保健所が主催する研修等に職員が参加し、資質向上に努めています。

難病患者の対応は保健所が主体のため、従来から広報紙を通じ京都府の事業を紹介しており、相談があった場合は、保健所による専門相談や家庭訪問につなげ、患者一人一人の課題やニーズにきめ細かく対応できる体制を確保しています。

【施策の方向性】

障がいの原因のひとつとなる疾病等の予防と早期発見・治療、医学的リハビリテーションは、健やかな暮らしを支えるために重要な取組です。

そのため、障がいの原因のひとつとなる疾病等の予防やその早期発見・治療、療育を図るとともに、障がい児・者の心身の健康の保持・増進のため、関係機関との密接な連携のもと、心身の状況やライフステージに応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの充実に努めます。

(1) 保健・医療・リハビリテーションの推進

【施策展開の方針】

ライフステージに応じた保健・医療サービスを適切に提供し、障がいの原因疾病の予防、障がいや障がいが疑われる症状の早期発見・早期対応につなげるとともに、障がい児・者の健康の保持・増進を図るため、地域での医療・リハビリテーション体制の充実に努めます。

【施策内容】

施策	内容
①ライフステージに応じた疾病の予防と早期発見体制の推進	◇ライフステージに応じた健康診査の受診を勧め、定期的に自らの健康状態を知ることを通じて、主体的な健康づくり・介護予防等に取り組むとともに、疾病等の早期発見・早期治療につなげます。
②健康意識の普及・啓発とリハビリテーションの推進	◇生活習慣病予防や介護予防を目的とした講座や教室を開催し、住民に対して疾病等の予防と治療に対する正しい知識の普及を図るとともに、住民一人一人の主体的な健康づくり・介護予防の実践へとつなげます。

(2) 健康への関心を深める取組の推進

【施策展開の方針】

身体のみならず、心の病気も含め健康への関心を深める取組を図り、心身の健康づくりを推進します。

また、専門相談や適切な医療に迅速に結びつけることができるよう、町窓口と保健・医療との連携を緊密に図り、相談窓口や医療機関に関する情報提供体制、受診に結びつけるための支援体制の充実に努めます。

【施策内容】

施策	内容
①疾病や健康づくりに関する知識の普及・啓発	<p>◇健康づくりに関する講座や教室、講演会等を通じて、精神疾患・心の健康づくりに関する知識の普及、情報提供に努めます。</p> <p>◇精神障がい者や精神疾患の患者の社会復帰、社会参加に向けて、住民が精神障がい、精神疾患に関する正しい理解を深められるよう啓発に努めます。</p>
②精神保健福祉に関する相談体制の充実	<p>◇保健・医療との緊密な連携を図り、相談窓口や医療機関に関する情報提供体制、受診に結びつけるための支援体制の充実に努めます。</p> <p>◇地域自立支援協議会において関係機関の連携を強化し、相談及び支援体制の充実に努めます。</p>

(3) 難病患者等への支援

【施策展開の方針】

難病患者等が安心して在宅生活・在宅療養を送ることができるよう、保健所を中心とした相談支援体制の周知を図るとともに、障がい福祉サービスや介護保険サービスを含めた支援・サービスの提供により在宅生活の支援に努めます。

【施策内容】

施策	内容
①難病患者等への支援	<p>◇町窓口で受け付けた相談については、保健所による専門相談や家庭訪問につなげ、患者一人一人の課題やニーズにきめ細かく対応できる相談体制を確保します。</p> <p>◇難病患者等が、安心して在宅生活・在宅療養を送ることができるように、保健所が開催している「山城北圏域在宅療養児・者の地域生活支援ネットワーク会議」を活用する等、医療、福祉、介護が連携して支援できる体制づくりに努めます。</p>

推進施策5 生活の質(QOL)を高める生活支援の推進

【これまでの取組の概要】

本町では、障がい児・者の地域での自立生活を支えるため、これまで障がい福祉計画に基づき、国の法制度の見直しに対応しながら、障がい福祉サービス等の提供体制の充実に取り組むとともに、制度やサービス内容について、住民に周知を図ってきました。

また、障がい児・者本人をはじめ、その家族、介助者等が抱える様々な不安や悩みに対し、必要なサービスを円滑に利用したり、適切なサービスにつないだりすることができるよう、町役場、相談支援事業所、保健所等の関係機関が連携した相談支援の充実に努めています。さらに、町広報紙や町ホームページ、「障がい福祉の手引き」等による情報提供のほか、民生委員・児童委員等と連携した相談・情報提供体制の充実に努めています。

近年増加している発達障がいに対しては、児童・生徒とその保護者等を対象とした相談支援や療育の充実に努めています。

【施策の方向性】

障がい児・者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、障がい児・者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図る取組が重要です。また、今日の情報化社会では、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等を使った情報収集や情報発信はますます重要になっており、情報・コミュニケーション面でのバリアフリー化、情報利用におけるアクセシビリティの向上が求められています。

そのため、障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業の提供体制の充実をはじめ、地域自立支援協議会の活動強化による相談支援機能の充実のほか、福祉サービスや社会参加等に関する情報へのアクセスのしやすさ等、障がい児・者の地域生活を支える社会環境の充実に努めます。

また、地域の様々な社会資源を活用しながら、質・量ともに十分なサービス提供体制の充実に努め、障がい児・者一人一人の「生活の質(QOL)」の向上を図ります。

(1)「相談支援体制の充実

【施策展開の方針】

障がい児・者やその家族、介護者等が気軽に安心して相談ができ、円滑で適切な課題解決や支援・サービスの利用に結びつくことができるよう、相談支援体制の充実、関係機関の連携の充実に努めます。

【施策内容】

施策	内容
①相談しやすい環境の整備	<p>◇町役場の窓口をはじめ、相談支援事業所等相談支援窓口に関する情報提供に努め、障がい児・者が気軽に安心して相談できる体制づくりに努めます。</p> <p>◇相談支援事業所を中心に、各種相談、戸別訪問や関係機関との連絡・調整等を強化します。</p> <p>◇「計画相談支援」・「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」の着実な実施に向け、相談支援事業所と連携します。</p> <p>◇身体障がい者相談員・知的障がい者相談員による活動を支援し、障がい児・者の相談先の充実に努めます。</p>
②障がい者に配慮した窓口サービス対応の推進	<p>◇町職員が障がいや障がい児・者に対する理解を深め、障がいの特性に応じた適切な対応ができるよう、研修を通じた資質の向上に努めます。</p> <p>◇町職員に対する手話研修等の受講を促進し、障がいの特性に配慮した円滑なコミュニケーションが図られる体制づくりに努めます。</p> <p>◇窓口対応の際は、筆談ボードやタブレット、絵カード、ノート等を活用し、障がいの特性に応じたコミュニケーションが図れるよう配慮に努めます。</p>
③宇治田原町地域自立支援協議会の取組	<p>◇相談支援事業を効果的に実施できるよう、関係機関等が連携・協働して本町の障がい児・者等に対する相談支援体制の整備・充実について協議を行うとともに、障がい児・者やその保護者・介護者に必要な支援を行うための基盤整備に努めます。</p>
④関係機関のネットワークによる課題解決等の推進	<p>◇個別の相談内容に応じて、相談支援事業所やサービス事業所、民生委員・児童委員、学校、ハローワーク等の関係機関によるケース会議を随時開催し、関係機関の緊密な連携により課題解決に努めるとともに、地域自立支援協議会を活用し、関係機関のネットワークを構築します。</p>

(2) 様々な手法による広報・情報提供体制の充実

【施策展開の方針】

障がい児・者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要な支援・サービスの利用につなげるための相談窓口に関する情報提供を行うとともに、障がい福祉サービスをはじめ、行政情報全般を障がいの種別や特性に配慮しながら提供します。

【施策内容】

施策	内容
①障がい者福祉サービス等の情報提供の充実	<p>◇町広報紙や町ホームページ、「町障がい者福祉の手引き」、SNS等の様々な手法を活用して、障がい福祉サービスをはじめ、障がい児・者が日常生活で必要とする支援・サービス等に関する本町に応じた情報提供に努めます。</p> <p>◇文字による情報の入手が困難な障がい児・者のために、町社会福祉協議会の協力により「声の広報」を引き続き提供します。</p> <p>◇手話通訳、要約筆記等、情報の入手にあたりコミュニケーション支援が必要な人に対して、そのニーズに応じた支援を円滑に提供します。</p>
②相談窓口の周知	<p>◇町役場、相談支援事業所、身体・知的障がい者相談員等、必要とされる情報や相談窓口のわかりやすい周知に努めるとともに、相談内容に応じて適切な相談先へつなげるマッチング機能を強化します。</p> <p>◇保健・医療・福祉・介護等のほか、教育や雇用も含め、各分野の専門的な相談に応じる相談窓口・相談機関の周知と情報提供に努めるとともに、各機関が連携して支援を行います。</p>

(3) 生活支援のためのサービスの提供

【施策展開の方針】

障がい児・者が住み慣れた地域において、自己選択・自己決定により在宅生活、社会参加、自己実現のために必要な支援・サービスを利用できるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の必要なサービス量の確保に努めるとともに、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援体制づくりを推進します。

【施策内容】

施策	内容
①在宅生活の支援の充実	<p>◇居宅介護(ホームヘルプサービス)や行動援護、短期入所(ショートステイ)等、障がい児・者の在宅生活を支える基本となる障がい福祉サービスについて、相談支援事業所のサービス等利用計画に基づき、サービス量の確保と利用者の状態に応じた適切なサービス提供につながるよう支援します。</p> <p>◇日常生活用具給付事業における住宅改修等の活用により、障がい児・者が住み慣れた自宅で安心して在宅生活が送れるように支援します。</p>
②日中活動の場の充実	<p>◇障がい児・者の自立、社会参加の促進・支援、家族等の介護負担の軽減を図るため、生活介護や自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、療養介護等の提供体制の充実を図ります。</p> <p>◇福祉的就労から企業等での一般就労への移行を支援するため、就労移行支援や就労継続支援利用者に対し、障害者就業・生活支援センター「はびねす」やハローワーク等との連携を進めます。</p>
③地域生活への移行支援	<p>◇施設入所者や入院中の精神障がい者のうち、地域生活への移行を希望する人に対して、地域生活の準備のための外出への同行支援や、住まいへの入居支援を行う地域移行支援、地域生活への移行後の緊急時の連絡や支援を行う地域定着支援等の「地域相談支援」が円滑に行われる体制整備を図ります。</p> <p>◇地域生活移行に対する意向の把握、移行する際の課題やニーズの把握、移行時の支援体制の構築等、円滑な地域移行に向けた必要な支援を行います。</p>
④地域生活支援拠点等の整備	<p>◇地域自立支援協議会等を活用しながら、地域生活支援拠点等の整備に向けて検討していきます。</p>

(4) サービス利用の仕組みの円滑な運営

【施策展開の方針】

サービス等利用計画に基づく支給決定とサービス等利用計画の作成対象の拡大による公平・公正なサービス提供を図るとともに、障がい児・者一人一人の状態に応じたケアマネジメントに努めます。

【施策内容】

施策	内容
①サービス提供基盤の確保	◇サービス利用者のニーズに対応したサービス必要量の確保に向けて事業所と連携していきます。
②適正な障がい支援区分認定と支給決定の実施	◇サービス等利用計画に基づく支給決定等、法制度の改正に対応した適切な制度運用に努めます。 ◇認定調査員研修を受けた町職員による認定調査を町が引き続き直営により行うことで、中立・公正な障がい支援区分認定に努めます。
③利用者負担の軽減	◇京都府と府下市町村が協調して実施している「セーフティネット事業」により、国の制度を上回る負担軽減策を引き続き実施します。

推進施策6 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進

【これまでの取組の概要】

本町では、障がいの有無にかかわらず全ての住民が安心・安全に暮らせるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方にに基づき、だれにとってもやさしいまちづくりを推進しています。

公的な建物や公園、道路・歩道等の町内の公共性の高い施設や設備については、条例に基づき、障がい児・者や高齢者等が利用しやすく、また生活しやすいまちづくりに向けて整備・充実を図っています。

防災や防犯等の安全面については、障がい児・者を適切に救助・支援するため、災害時の要配慮者情報の把握のほか、避難・救助体制を整備するとともに、緊急時の情報連絡体制の充実を図っています。また、警察署、防犯協議会、自治会等、各種団体と連携し、防犯に関する啓発、情報提供に努める等、障がい児・者が安心・安全に暮らせる生活環境をめざした取組を進めています。

【施策の方向性】

障がいの有無に関係なく、すべての住民が地域で安心・安全に暮らしていけるよう、防犯や交通安全、防災等の面での配慮のほか、バリアフリーやユニバーサルデザインによる生活空間づくりが重要です。

そのため、建物、移動、情報、制度、慣行、心理等ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。

また、地域ぐるみで障がい児・者の安心・安全を支え見守るネットワークの強化を図ります。

(1) 地域での支え合いの推進

【施策展開の方針】

すべての住民が住み慣れた地域でともに支え合いながら暮らすことができる社会をめざして、ボランティア活動等だけでなく、地域住民による見守りや声かけ等、住民一人一人が互いに支え合う地域福祉活動を促進します。

【施策内容】

施策	内容
①住民主体の地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「宇治田原町地域福祉計画」に基づき、地域福祉に対する住民一人一人の意識の醸成、啓発に取り組みます。 ◇ボランティア団体をはじめとする地域福祉活動を行う主体との交流と連携・協力を進めることにより、住民による地域福祉活動と公的な支援・サービスの連携を図り、障がい児・者への支援をはじめとした地域福祉の活性化を図ります。
②ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇町広報紙や町ホームページ、町社会福祉協議会の広報やSNS等を通じて、ボランティア活動に関する啓発・情報提供に努め、ボランティア活動の活性化・普及を促進するとともに、住民のボランティア活動への主体的な参加に向けた啓発を図ります。 ◇町社会福祉協議会が開催する各種ボランティア講座によるボランティアの入口支援と、経験者にはさらなる育成を支援します。 ◇ボランティアと支援を必要とする人とを結びつけるコーディネート機能の充実に努めます。

(2) だれもが住みやすいまちづくり

【施策展開の方針】

すべての住民が安心・安全で、快適に生活し、外出でき、様々な活動に参加できるよう、道路や公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進・促進するとともに、だれもが利用しやすい施設の整備を促進します。

【施策内容】

施策	内容
①福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇だれもが安心して公共施設や民間施設等を利用できるよう、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、民間企業等を含め、町全体でノーマライゼーションの理念を踏まえた福祉のまちづくりを推進します。
②公共施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇各公共施設の改修等の際には、バリアフリー化を推進します。

(3) 暮らしの安心・安全の確保

【施策展開の方針】

障がいの特性や介護者の有無等に配慮しながら、日常からの防災を推進するとともに、災害発生時等緊急時の要援護体制の充実・強化を図ります。

また、防犯知識の普及・啓発、地域での防犯・交通安全活動を促進するほか、安心・安全に関する情報提供を進めます。

【施策内容】

施策	内容
①日常からの防災の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇避難行動要支援者名簿の更新等引き続き取組を進めます。 ◇防災マップ・ハザードマップを引き続き転入者に配布するとともに、継続して町ホームページに掲載します。 ◇自主防災会において車いすを用いての避難訓練等を引き続き実施いただくよう依頼していくとともに、町総合防災訓練でも取り組めるよう検討します。
②緊急時の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇避難行動要支援者名簿を更新していくとともに、個別計画の作成に向け避難支援等関係者と検討を行います。 ◇各避難所等の備蓄物資について、期限満了時に伴う補充を行い、引き続き備蓄します。 ◇災害が発生しても障がいのある人等の要援護者が避難し安心して過ごせるよう、福祉避難所の拡充に向け検討を行います。
③防犯・交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇「地域防犯推進ネットワーク協議会」によるパトロール活動等を引き続き実施します。 ◇警察署と連携する中で、交通安全教室開催等の取組を引き続き実施します。
④安心・安全に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◇町ホームページや防災資料展等において「安心・安全メール」や「防災アプリ」の周知を引き続き行います。 ◇音声の聞き取りや発語が困難であり、緊急時の連絡に不安がある方に対して、NET119緊急通報システム(音声を使わない119番通報)の普及に努めます。 ◇町ホームページ、町広報紙に記事等を適宜掲載し、引き続き情報提供を行います。 ◇読み上げ機能やわかりやすい文章にする等、障がいに配慮した町ホームページ、町広報紙を作成し、アクセシビリティの向上に努めます。

第5章 第7期障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画

第1節 障がい福祉計画の考え方

1. 計画策定にあたっての考え方

国が示す「基本指針」を踏まえ策定します。「基本指針」は、障害者総合支援法 第87条第1項及び児童福祉法 第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成するものです。

2. 計画の目的

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定します。

障がい福祉サービス等（障がい福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障がい児通所支援等（障がい児通所支援及び障がい児入所支援並びに障がい児相談支援）を提供するための体制の計画的な確保を行います。

第2節 第6期計画障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績

(1) 数値目標の現状

1. 施設入所者の地域生活への移行

第6期計画では、国の目標設定における削減率等を考慮して、令和5年度末までに入所施設を退所して、グループホーム等の地域生活に移行する人数を1人とし、令和5年度末までの施設入所者の削減数を1人とする目標数値を設定しました。

施設入所者数は、目標値の13人に対し見込み値は11人で目標より2人下回っています。また、令和元年度末時点の施設入所者数14人(基準値)からの減少見込み数は目標値1人に対し見込み値は3人で、削減率は同目標値の7.1%に対し見込み値は21.4%といずれも目標を達成しています。

	実績値 令和元年度末	目標値 令和5年度末	見込み値 令和5年度末
施設入所者数	14人	13人	11人
減少(見込み)数[削減率]		▲1人[7.1%]	▲3人[21.4%]
地域生活移行数[移行率]		1人[7.1%]	▲3人[21.4%]

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針における「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関しては、令和5年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則としています。

本町では、令和2年度に設置した宇治田原町地域自立支援協議会(以下「地域自立支援協議会」という。)の精神部会において現在「精神障がい」についての協議を行う場としています。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談をはじめ、体験の機会や緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」は、第6期障がい福祉計画期間中にその整備を進めることとしていますが、現時点では整備はできていない状況です。

地域生活支援拠点等の整備については、地域自立支援協議会等において、必要な機能や資源について議論を重ねた上で、引き続き整備に向けて検討していきます。

4. 福祉施設利用から一般就労への移行

本町では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度における目標数値を一般就労移行者数4人、（就労移行支援2人、就労継続支援B型2人）、就労定着支援事業の利用者数は3人としています。なお、就労定着率については、町内に就労定着支援事業所がないため、目標設定は行っていません。

本町での福祉施設利用から一般就労への移行者数は、目標値4人のところ、0人となっています。

① 一般就労移行者数

		実績値 令和元年度末	目標値 令和5年度末	見込み値 令和5年度末
一般就労移行 支援	就労移行支援	1人	2人	0人
	就労継続支援A型	0人	0人	0人
	就労継続支援B型	2人	2人	0人
合計		3人	4人	0人

② 就労定着支援事業の利用者数

	実績値 令和元年度末	目標値 令和5年度末	見込み値 令和5年度末
一般就労への移行者のうち就 労定着支援事業の利用者数	0人	3人	0人

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、町単独での設置は困難なため、圏域内にある京都府立こども発達支援センターと連携することにより、保育所等訪問支援を利用できる体制の充実に努めました。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、平成30年度に町内の相談支援事業所の相談員が研修を受講しており、配置済みとなっています。

6. 相談支援体制の充実・強化等

相談支援については、3か所の相談支援事業所に業務を委託しています。今後は地域自立支援協議会等で相談支援体制の評価等を行い、相談支援体制の強化・充実に努めます。

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

京都府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に町職員が積極的に参加し、関係職員の資質向上と関係自治体等との連携強化に努めます。障がい福祉サービスの適切な運営については、審査支払等システムを活用し、事業所からの請求の過誤を少なくする取組を進めています。

(2) 障がい福祉サービスの利用状況

第6期障がい福祉計画において設定した障がい福祉サービス利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

1. 訪問系サービス

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	比較	計画	実績	比較	計画	見込み	比較
居宅介護	人/月	15	9	60%	16	8	50%	17	9	53%
	時間/月	200	299	150%	210	228	109%	220	218	99%
重度訪問介護	人/月	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	時間/月	150	412	275%	150	362	241%	150	386	257%
同行援護	人/月	1	1	100%	1	1	100%	1	2	200%
	時間/月	20	7	35%	20	7	35%	20	19	95%
行動援護	人/月	5	4	80%	6	6	100%	7	6	86%
	時間/月	60	87	145%	70	110	157%	80	128	160%
重度障害者等	人/月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
包括支援	時間/月	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 日中活動系サービス

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	比較	計画	実績	比較	計画	見込み	比較
生活介護	人/月	27	26	96%	29	27	93%	31	27	87%
	人日/月	590	545	92%	630	542	86%	660	527	80%
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
	時間/月	10	0	0%	10	0	0%	10	0	0%
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	2	50%	4	1	25%	4	1	25%
	時間/月	80	19	24%	80	9	11%	80	5	6%
就労移行支援	人/月	2	1	50%	3	1	33%	4	2	50%
	時間/月	40	6	15%	60	18	30%	80	19	24%
就労継続支援 (A型)	人/月	6	3	50%	7	2	29%	8	2	25%
	時間/月	120	63	53%	140	40	29%	160	39	24%
就労継続支援 (B型)	人/月	14	12	86%	15	10	67%	16	13	81%
	時間/月	250	207	83%	270	208	77%	290	220	76%
療養介護	人/月	2	2	100%	2	3	150%	2	3	150%
福祉型 短期入所	人/月	10	6	60%	11	7	64%	12	8	67%
	時間/月	80	43	54%	88	50	57%	96	50	52%
医療型 短期入所	人/月	2	0	0%	2	0	0%	2	0	0%
	時間/月	8	0	0%	8	0	0%	8	0	0%
就労定着支援	人/月	1	0	0%	2	0	0%	3	0	0%

3. 居住系サービス

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	比較	計画	実績	比較	計画	見込み	比較
自立生活援助	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
共同生活援助	人/月	14	12	86%	15	11	73%	16	12	75%
施設入所支援	人/月	14	12	86%	14	11	79%	13	11	85%

4. 相談支援

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	比較	計画	実績	比較	計画	見込み	比較
計画相談支援	人/月	13	11	85%	14	19	136%	15	12	80%
地域移行支援	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
地域定着支援	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%

(3) 障がい児通所支援サービスの利用状況

第2期障がい児福祉計画において設定した障がい児支援サービス利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

1. 障がい児支援サービス

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	比較	計画	実績	比較	計画	見込み	比較
児童発達支援	人/月	6	5	83%	7	6	86%	8	4	50%
	人日/月	48	24	50%	56	29	52%	64	17	27%
放課後等 デイサービス	人/月	34	26	76%	36	27	75%	38	30	79%
	人日/月	272	283	104%	288	316	110%	304	326	107%
保育所等訪問 支援	人/月	2	1	50%	2	1	50%	2	1	50%
	人日/月	2	1	50%	2	2	100%	2	1	50%
医療型 児童発達支援	人/月	2	1	50%	2	1	50%	2	1	50%
	人日/月	20	9	45%	20	2	10%	20	5	25%
障がい児 相談支援	人/月	11	1	9%	12	1	8%	13	1	8%
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	1	100%	1	0	0%	1	0	0%
	人日/月	5	15	300%	5	0	0%	5	0	0%

2. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人数	1	1	1	1	1	1

(4) 地域生活支援事業の利用状況

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画において設定した地域生活支援事業の利用見込み値と利用実績値は、次のとおりです。

1. 必須事業

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	比較	計画	実績	比較	計画	見込み	比較
基幹相談支援センター	設置有無	無	無	—	無	無	—	無	無	—
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
手話通訳者・要約筆記記者派遣事業	利用件数/年	10	5	50%	10	4	40%	10	3	30%
障がい者相談支援事業	か所	3	3	100%	3	3	100%	3	3	100%
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数(人)	2	0	0%	2	0	0%	2	0	0%
介護・訓練支援用具	件数	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
自立生活支援用具	件数	4	2	50%	4	0	0%	4	3	75%
在宅療養等支援用具	件数	4	2	50%	4	1	25%	4	1	25%
情報・意思疎通支援用具	件数	2	1	50%	2	2	100%	2	0	0%
排せつ管理支援用具	件数	500	64	13%	512	67	13%	524	60	11%
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	2	0	0%	2	0	0%	2	1	50%
移動支援事業	人/年	20	22	110%	21	16	76%	22	15	68%
	時間/年	800	1,274	159%	900	949	105%	1,000	1,018	102%
地域活動支援センター	人/年	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 任意事業

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	比較	計画	実績	比較	計画	見込み	比較
訪問入浴サービス事業	回数	50	51	102%	50	79	158%	50	80	160%
日中一時支援事業	人/年	11	7	64%	11	5	45%	11	4	36%
	時間/年	420	338	80%	420	250	59%	420	311	74%
スポーツ・レクリエーション活動	人/年	55	0	0%	55	26	47%	55	36	65%
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%

第3節 令和8年度における成果目標

(1) 国の基本指針

1. 障がい福祉サービス等(市町村に関わるもの)

成果目標	国の基本指針における考え方
①施設入所者の地域生活への移行	【移行者の増加】 令和4年度末の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
	【入所者の削減】 令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (目標値は京都府設定)	【精神病床における早期退院率】 入院後の退院率:3か月後を68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
	【精神病床から退院後生活日数】退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上
③障がい者の地域生活支援の充実	各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する
	強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める(新規)
④福祉施設から一般就労への移行等	【移行者の増加】 令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援 1.31倍以上 ・就労A型 1.29倍以上 ・就労B型 1.28倍以上
	【就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所】就労移行支援事業所の5割以上(新規)
	【就労定着支援事業の利用者数の増加】 令和3年度末実績の1.41倍以上
	【就労定着支援事業の利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合】2割5分以上

2. 障がい児支援（市町村に関わるもの）

成果目標	国の基本指針における考え方
①障がい児支援の提供体制の整備等	【児童発達支援センターの設置】各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上
	保育所等訪問支援事業を活用しながら全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	【重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等】各市町村または圏域に少なくとも1か所以上
	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

3. 障がい者・児支援（市町村に関わるもの）

成果目標	国の基本指針における考え方
①相談支援体制の充実・強化等	各市町村において基幹相談支援センターを設置
	基幹相談支援センターによる相談支援体制強化を図る体制を確保
	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等（新規）
②障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

(2) 成果目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本町の令和4年度末の施設入所者は11人となっています。

このうち、国の基本指針における削減率等を考慮して、令和8年度末までに入所施設を退所して、グループホーム等の地域生活に移行する人数を0人とし、令和8年度末までの施設入所者の削減数を0人とする目標数値を設定します。

	令和4年度末 時点の実績	令和8年度末 目標値	国の目標値
A 施設入所者数	11人	11人	10人
B 減少(見込み)数 (削減率 B/A)		0人 (0%)	▲1人 (▲10.0%)
C 地域生活移行数 (移行率 C/A)		0人 (0%)	1人 (10.0%)

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、地域自立支援協議会等において、必要な機能や資源について議論を重ねた上で、整備に向けて検討していきます。

強度行動障害については、ニーズ把握を行い、支援体制の整備・設置に向けて協議を行います。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

本町では、国の基本指針を踏まえ、令和8度における目標数値を一般就労移行者数1人、(就労継続支援B型1人)、就労定着支援事業の利用者数は1人とします。就労定着率については、町内に就労定着支援事業所がないため、目標設定は行いません。

① 一般就労移行者数

		令和3年度末 時点の実績	令和8年度末 目標値	国の目標値
一般就労 移行者数	就労移行支援	0人	0人	0人
	就労継続支援A型	0人	0人	0人
	就労継続支援B型	0人	1人	0人
合計		0人	1人	0人

② 就労定着支援事業の利用者数

	令和8年度末目標値	国の目標値
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	1人	1人

③ 就労定着率

	令和8年度末目標値
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	目標設定は行わない。

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、町単独での設置は困難なため、圏域内にある京都府立こども発達支援センターと連携することとし、保育所等訪問支援を利用できる体制の充実に努めます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについては、町内の事業所に働きかけて、令和8年度末までに確保に向けた体制づくりをめざします。

医療的ケア児支援に関する協議の場は、京都府山城北保健所が開催している「山城北圏域在宅療養児・者の地域生活支援ネットワーク会議」や「地域自立支援協議会」を活用し、関係機関と連携を図っていくこととします。医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、平成30年度に町内の相談支援事業所の相談員が研修を受講しており、配置済みとなっています。

5. 相談支援体制の充実・強化等

相談支援については、3か所の相談支援事業所に業務を委託しています。今後は地域自立支援協議会等で相談支援体制の評価等を行い、相談支援体制の強化・充実に努めます。また、地域自立支援協議会等において事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。

6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

京都府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に町職員が積極的に参加し、関係職員の資質向上と関係自治体等との連携強化に努めます。障がい福祉サービスの適切な運営については、審査支払システムを活用し、事業所からの請求の過誤を少なくしていく取組を進めます。

第4節 障がい福祉サービスの見込み及び確保の方策

(1) 障がい福祉サービス

【サービス見込み量の確保の考え方】

障がい福祉サービスは、(1)訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援)、(2)日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所)、(3)居住系サービス(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援)、(4)相談支援サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)、(5)発達障がい者等に対する支援、(6)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、(7)相談支援体制の充実・強化のための取組、(8)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組で構成されています。

障がい福祉サービス等の利用見込み量については、第6期計画期間中、サービス提供事業者の参入状況に変化なく、サービス利用状況についても大きな変動がみられないことから、第7期計画期間中における利用実績や国の基本指針に基づき、見込み量を設定しています。

◇ 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
①居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護をホームヘルパーが行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由、または重度の知的障がい・精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③同行援護	視覚障がいのある人に対し、外出時の支援を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排せつ、食事などの介護その他外出する際に必要となる援助
④行動援護	自己判断能力が制限されている人（知的障がいのある人また精神障がいのある人等）が行動するときの危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。
⑤重度障がい者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■ 訪問系サービスの見込み量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	人/月	220	230	240
	時間/月	9	9	9
②重度訪問介護	人/月	390	395	395
	時間/月	1	1	1
③同行援護	人/月	23	27	30
	時間/月	2	2	2
④行動援護	人/月	150	170	191
	時間/月	8	9	9
⑤重度障がい者等包括支援	人/月	—	—	—
	時間/月	—	—	—

【見込み量確保のための方策】

当事者アンケートでは、「将来暮らしたいところ」について「今の生活を続けたい」が最も高くなっていることから、訪問系サービスは在宅生活を送る上で身近で重要なサービスです。今後も事業者と連携を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。

事業者に対しては、利用者ニーズ、町の現状や国の動向に関する説明を行い、サービス提供体制（夜間等の対応）の整備を図っていきます。また、介護保険事業者に対しても、新規の参入を働きかけます。

利用者に対しては、ホームページや町の広報などを通じて、制度の周知と事業内容の説明を十分に行うとともに、在宅生活に必要なサービスの利用促進に努めます。

◇ 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
①生活介護	常に介護を必要とする人に、施設にて昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。
③自立訓練 (生活訓練)	知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。
④就労選択支援	障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。
⑤就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の提供、知識や能力の向上を図るための訓練を行います。
⑥就労継続支援（A型）	事業者と雇用契約を結び、就労機会の提供及び知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑦就労継続支援（B型）	雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。
⑧療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
⑨短期入所（福祉型） ⑩短期入所（医療型）	<p>自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</p> <p>○福祉型は、比較的状态が安定し、医療的管理を必要としない方が利用する場合です。</p> <p>○医療型は、医療的管理が必要な方が利用する場合です。</p>

■ 日中活動系サービスの見込み量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	人/月	28	29	30
	人日/月	530	540	545
②自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
③自立訓練（生活訓練）	人/月	1	2	2
	人日/月	7	15	20
④就労選択支援	人/月		1	2
⑤就労移行支援	人/月	2	3	3
	人日/月	20	30	30
⑥就労継続支援（A型）	人/月	2	2	2
	人日/月	40	40	40
⑦就労継続支援（B型）	人/月	13	14	14
	人日/月	225	232	238
⑧療養介護	人/月	3	3	3
⑨短期入所（福祉型）	人/月	9	10	11
	人日/月	55	59	62
⑩短期入所（医療型）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

障がいのある人や障がいのある子どもが地域において安心して日常生活または社会生活を営むことができるよう、より広く多くのサービス提供が可能となるよう支援体制の強化を図ります。

就労支援については多様な形で生きがいを持って働けるよう、ハローワーク等と連携し、利用者が希望する就労の実現をめざします。あわせて、ハローワーク等とともに障がい者雇用に係る助成支援制度の普及に向けた啓発に努めます。

精神障がいや発達障がいなど障がい特性に応じた就業形態、就労定着支援等の充実を図り、障がいのある人のニーズにあった就業支援に努めます。

新たなサービスである「就労選択支援」が令和7年10月からの開始が検討されていることを受けて、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター、就労系サービス事業所と連携してサービスの実施が円滑に行われるような体制を整備していきます。

◇ 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
①自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等の利用者が一人暮らしをする場合に、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し相談支援を行います。
②共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。
③施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 居住系サービスの見込み量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①自立生活援助	人/月	0	0	0
②共同生活援助(グループホーム)	人/月	12	12	12
③施設入所支援	人/月	11	11	11

【見込み量確保のための方策】

障がい者支援施設や共同生活援助(グループホーム)等から一人暮らしへの移行を希望する人の地域生活を支援する観点からも、地域生活を支援する体制の整備に努めます。

共同生活援助(グループホーム)は、障がい者の地域移行にあたり重要な施策となっています。広域的な連携を図りながら、障がいのある人が安心して生活できる場所の確保に努めることで地域福祉の向上を図り、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

◇ 相談支援サービス

サービス名	サービスの概要
①計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後には、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
②地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。
③地域定着支援	居宅において、一人暮らしをしている障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■相談支援サービスの見込み量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	人/月	13	14	14
②地域移行支援	人/月	0	0	0
③地域定着支援	人/月	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

効果的なサービス提供が行われるよう相談支援や計画作成の体制確保に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援については、施設入所や入院等からの地域生活への移行に当たって重要なサービスとなるため、引き続き普及啓発に努めます。

◇ 発達障がい者等に対する支援

サービス名	サービスの概要
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することをめざします。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

■ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	人/年	6	6	6

【見込み量確保のための方策】

今後も支援プログラム等の受講を促進し、発達障がいのある子どもの保護者だけでなく、育児に不安のある保護者等への支援に努めます。

◇ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

事業名		事業の概要
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援		利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域定着支援		利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の共同生活援助		利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立生活援助		利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）		利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

■協議の場の開催回数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催	回/年	2	2	2

■協議の場への関係者の参加数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健関係者	人/年	2	2	2
医療機関（精神科）	人/年	2	2	2
福祉関係者	人/年	4	4	4
当事者及び家族	人/年	2	2	2

■協議の場における目標設定及び評価の実施回数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1

■精神障がい者の地域移行、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援（利用者数）	人/年	1	1	1
地域定着支援（利用者数）	人/年	1	1	1
共同生活援助（利用者数）	人/年	1	1	1
自立生活援助（利用者数）	人/年	1	1	1

■自立訓練

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練	人/年	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

関係者の協議の場として地域自立支援協議会において町内外の関係機関と連携して協議を進め、地域生活基盤の整備や重層的な支援体制の構築に努めます。

◇ 相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分	内 容
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みをそれぞれ設定します。 相談支援機能の強化のため、一般的な相談支援に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置します。

■地域の相談支援体制の強化

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件/年	2	2	2
相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	1	1	1
相談機関との連携強化の取組の実施	回/年	1	1	1
基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化に関する会議の開催	回/年	0	0	0
協議の場における個別事例の検討を通じた地域サービス開発・改善	件/年	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

地域の相談支援事業者に対する訪問等により専門的な指導・助言等を実施し、相談機関との連携を図ることで地域における相談支援体制の強化に努めます。

◇ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

区 分	内 容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	京都府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

■障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人/年	2	2	2

■障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有
事業所や関係自治体等と共有する体制の実施回数	回/年	2	2	2

【見込み量確保のための方策】

障がい福祉サービス等の質の向上策として、町職員が障がい福祉サービスに係る研修を受研しています。事業者に対しては、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析を共有し、引き続き適正な給付費の請求を促します。

(2) 障がい児福祉サービス

障がい児支援サービスは、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障がい児相談支援、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置、子ども・子育て支援等の利用で構成されています。

サービス名	サービスの概要
①児童発達支援	未就学の障がいのある児童等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
②放課後等デイサービス	障がいのある18歳までの就学児に、授業終了後または休業日に児童発達支援センターその他の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
③保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいや特別な配慮が必要な幼児等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
④医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な児童に、児童発達支援及び治療を行います。 対象：障がいや特別な配慮が必要な未就学児
⑤障がい児相談支援	障がい児通所支援の支援に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成します。支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等と連絡調整などを行います。
⑥居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。

■障がい児通所支援、障がい児相談支援の見込み量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	人/月	5	5	6
	人日/月	23	27	29
②放課後等デイサービス	人/月	32	34	36
	人日/月	352	373	395
③保育所等訪問支援	人/月	2	2	2
	人日/月	1	1	1
④医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
⑤障がい児相談支援	人/月	15	18	20
⑥居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター	人数	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

放課後等デイサービス、障がい児相談支援の利用者数が増加傾向にあるため、サービス提供に関わる事業所・人材の確保と育成に努めるとともに、事業所等と連携して、ニーズの高まりに応じた施設整備や受け入れ体制の構築を行っていきます。

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、より幅広く多くのサービス提供事業者と連携し利用の支援を図ります。

第5節 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業等の必須事業と、地域の実情に応じて実施する任意事業から構成されています。

(1) 必須事業

事業名	事業の概要
①理解促進研修・啓発事業	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
②自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行います。
③相談支援事業	○障がい者の相談支援事業 障がいのある人や障がいのある児童の保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。
	○基幹相談支援センター 地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となり、中立・公平な相談支援の実施のほか、地域関係機関の連携強化、社会資源・改善等を行います。
	○基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援機能の強化のため、一般的な相談支援に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置します。
	○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居に必要な調整等に係る支援を行います。
④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と考えられる知的に障がいのある人または精神に障がいのある人に対し、権利擁護を図るため成年後見制度の利用を支援します。 補助を受けなければ制度の活用が困難な方を対象に費用を助成します。また、法人後見の研修を行います。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活動を支援します。
⑥意思疎通支援事業	○手話通訳者 ○要約筆記者派遣事業 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の方の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣します。
⑦手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現力技術を習得した手話奉仕員を養成します。
⑧日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人（児）に対し、日常生活の便宜を図るため、障がい部位に応じた用具を給付します。
⑨移動支援事業	移動が困難な障がいのある人に、外出の際の移動支援を行います。
⑩地域活動支援センター事業	地域活動支援センターへの通所により、障がいのある人が創作的活動、生産活動の機会を提供や地域社会との交流の機会等を提供します。

【必須事業の見込み量】

① 理解促進研修・啓発事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無

② 自発的活動支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無

③ 相談支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	人/年	0	0	0

⑥ 意思疎通支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	利用件数/年	10	10	10
要約筆記者派遣事業	利用件数/年	3	3	3

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了見込者 (人数)	2	2	2

⑧ 日常生活用具給付等事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1
自立生活支援用具	件数	4	4	4
在宅療養等支援用具	件数	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件数	2	2	2
排せつ管理支援用具	件数	520	530	540
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	2	2	2

※年間給付件数

⑨ 移動支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	25	25	25
	時間/年	1,000	1,000	1,000

⑩ 地域活動支援センター事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み者数	人/年	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

今後も地域の相談支援事業所に対する情報共有や指導、助言等の支援を行うことで、相談支援専門員の質の向上を図り、障がい特性や複雑化、多様化する相談内容に応じたきめ細かな支援を提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

地域自立支援協議会において、地域における障がいのある人や子どもへの支援体制に関する課題について情報共有するとともに、実情に応じた体制の整備について引き続き協議します。

成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見制度の利用が必要な人につながるよう相談窓口を明確にし利用の促進を図ります。

聴覚障がいのある人への円滑な情報提供とコミュニケーション手段の充実を図るため、引き続き手話奉仕員及び要約筆記者養成講座、手話通訳者養成講座などを実施し、意思疎通支援者の育成に取り組みます。また、イベントなどへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を積極的に行い、聴覚障がいのある人への情報保障と活動の場の拡大に努めます。

日常生活用具給付等事業については、障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がい特性に合わせた適切な用具を給付、貸与します。また、利用者の要望等を踏まえ、用具の品目、基準額や耐用年数等の見直しを適切に行います。

移動支援事業については、事業のニーズ等を把握し、適切なサービスが利用できるよう、事業者の参入や事業拡大を働きかけます。

(2) 任意事業

事業名	事業の概要
①訪問入浴サービス事業	在宅の重度障がいのある人に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、自宅において入浴を提供します。
②日中一時支援事業	障がいのある人等の日中活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
③社会参加促進事業	○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 聴覚や視覚に障がいがある人の交流活動を支援する奉仕員を養成するなど、障がいのある人が積極的に社会参加できるような支援を行います。 ○自動車運転免許取得・改造助成事業 障がい者の就労や就学など社会参加を促進するために、自動車運転免許（普通自動車免許）の取得及び自動車の改造（運転に必要なものに限る）に要する経費の一部を助成します。

【任意事業の見込み量】

① 訪問入浴サービス事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	回数	60	60	60

② 日中一時支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	11	11	11
	時間/年	420	420	420

③ 社会参加促進事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション活動	人/年	55	55	55
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

日中一時支援事業については、利用ニーズに対応するため、サービス提供体制の整備に努めます。その他の任意事業についても、障がいのある人や障害のある子どもが、地域で自分らしい生活ができるよう、また社会参加が促進されるよう利用ニーズに対応した取組を推進します。

第6章 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

1. 庁内の推進体制

本計画は、保健・福祉・医療・教育・雇用・建設等、広い分野での総合的かつ連携した取組が必要となります。

本計画を着実に推進していくため、庁内の関係課をはじめ、関係機関等を通じて、計画の進捗状況の確認や推進方法に対する意見を求めながら、総合的な取組の推進に努めます。

また、京都府が実施する障がい福祉等に係る研修に職員が積極的に参加し、職員の資質の向上と関係自治体等との連携に努めます。

2. 地域との連携

障がい児・者の一人一人に応じた自立と社会参加を進めるためには、障がいそのものに対する理解や障がいのある人に関する理解を深めるための取組をはじめ、地域での見守り・支援等、支え合いの取組等も重要になります。

このため、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、住民の活動の充実を図るとともに、地域自立支援協議会を要として様々な機関との連携をさらに深めます。

3. 国・京都府その他の関連計画との整合

本計画の推進にあたっては、国及び京都府の動向を踏まえるとともに、障がい児・者に関わる各種の計画や指針等と整合を図りながら、施策を推進していきます。

(2) 計画の推進管理及び評価

本計画について住民へのわかりやすい広報・周知を継続的に行うとともに、本計画の着実な推進を図るための進行管理を行い、必要に応じて外部有識者や地域住民からなる委員会を組織し、計画の評価・点検を行います。

資料

1. 令和5年度宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	備考
井上初子	宇治田原町身体障害者協会 会長
岩井直子	宇治田原町子育て支援課長
岡謙次	特別養護老人ホームサンビレッジ宇治田原 事務長
加藤博史	龍谷大学名誉教授
土井浩之	京都府山城北保健所福祉課長
中村祐子	社会福祉法人宇治田原むく福社会 理事長
堀口美和子	一般公募
矢野幸次	宇治田原町社会福祉協議会 事務局長
渡邊恵子	宇治田原町民生児童委員協議会 心身障害者（児）福祉部長
渡邊由佳	京都府発達障害者支援センター「はばたき」センター長

2. 宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会設置要綱

平成 27 年 6 月 1 日

要綱第 19 号

(目的及び設置)

第 1 条 本町における障がい者福祉に関わる諸計画について、その策定並びに着実な推進及び進行管理に資するため、関係機関等との調整を図るとともに、広く住民の意見を反映させることを目的として、宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、以下に掲げる計画の策定に関して必要な事項を協議し、町長に意見を具申するとともに、計画の推進及び進行管理について意見の交換及び調整を行う。

- (1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条の規定による障がい者基本計画
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定による障がい福祉計画
- (3) その他障がい者に係る計画

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 住民公募その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進委員会は、協議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

3. 宇治田原町障がい者基本計画推進委員会からの提言

令和6年3月13日

宇治田原町長 西谷 信夫 様

宇治田原町障がい者基本計画等推進委員会
会 長 加藤 博 史

「宇治田原町第3期障がい者基本計画、宇治田原町第7期障がい福祉計画
及び宇治田原町第3期障がい児福祉計画」(案)について(提言)

当委員会は、令和5年7月10日に第1回目の委員会を開催し「宇治田原町第3期障がい者基本計画、宇治田原町第7期障がい福祉計画及び宇治田原町第3期障がい児福祉計画」(以下、「計画」)の策定に向けて、計4回の委員会を開催し、協議を進めてきました。

協議の過程においては、障がいのある人 一人一人の実態やニーズ、相談支援事業所等からみた課題等を把握するため、住民アンケート調査及び相談支援事業所等への聞き取り調査を実施するとともに、本町の障がいのある人を取り巻く現状や課題の把握、既存計画で取り組んできた施策の実施状況の検証等を行いました。

こうした基礎調査を踏まえ、今後、本町がめざすべき障がい者施策の方向性を検討し、計画の基本理念及び基本目標を設定するとともに、具体的な取り組みの内容・在り方について鋭意協議を重ね、また令和6年1月9日から2月8日にわたり、当委員会での協議により作成に至った計画素案に対する住民意見募集(パブリックコメント)を実施したところです。

このような経過を経て、本計画案の策定に至りましたので、ここに提言いたします。

本計画案の基本理念である“だれもがその人らしく、安心して生活できる「共生のまち」宇治田原”の実現と計画の推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、お互いが尊重しあい、地域でともに支えあって生きていく「共生」のまちづくりを基調として計画が推進されることを期待するとともに、下記の事項に十分配慮されることを要望いたします。

1 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標である「SDGs」推進の取組とも軌を一にし、障がいのある人のみならず、様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して積極的な取り組みに努められたい。

2 障がいのある人の自立生活と社会参加の促進

障がいのある人が、地域の一員として活動し、社会に参加する力の向上を図ることができるよう、障がいの特性への配慮をはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援が受けられる体制の充実を図られたい。また、関係機関・団体が連携・協働して、学ぶ場・働く場・活動する場等の環境の整備に努め、障がいのある人の自立生活と積極的な社会参加を促進されたい。

3 障がいのある人の自己選択・自己決定への支援

障がいのある人自身が自己選択・自己決定を前提に必要なサービスを受けながら安心した生活を送ることができるよう、適切な相談支援体制の充実をはじめ、意思疎通のための手段を選択できる機会の提供の促進などに努め、その人らしい生活を送ることができる環境づくりを推進されたい。

4 共生社会の実現に向けた取組の推進

障がいに対する理解が一層進み、障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしていけるよう、障がいの有無に関係なく、地域で支え合って生きる「共生」理念を一層浸透させていく取組を進めるとともに、引き続き、地域住民が主体となり地域づくりに取り組むための仕組み作りや、地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築を図られたい。

5 計画の着実な進行管理

本計画は保健、福祉、医療、教育、雇用、建設等、幅広い分野での総合的かつ連携した取組が必要であるため、庁内の関係各課と十分に連携を図られたい。

また、計画に掲げた施策の着実な進行・管理に努めるとともに、その実効性を確保するため、障がい者施策に関する事項について検証・評価を行う体制の整備など、PDCAサイクルの考え方に基づく計画の進行管理に努められたい。

4. 策定経過

年月日	会議棟	主な内容
令和5年7月10日	第1回 宇治田原町障がい者基本計画等 推進委員会	・宇治田原町障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について ・障がい者基本計画等策定に係る住民アンケート調査の内容について
令和5年7月28日～ 令和5年8月16日	障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査の実施	・65歳未満の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者、精神通院医療受給者の全数
令和5年8月～ 令和5年9月	障がい者基本計画策定のための相談事業所等ヒアリングの実施	・町内在住障がい者に相談支援事業を行っている主な事業所、町社会福祉協議会、町民生児童委員協議会
令和5年9月29日	第2回 宇治田原町障がい者基本計画等 推進委員会	・アンケート調査の結果について ・計画の骨子(案)について
令和5年12月20日	第3回 宇治田原町障がい者基本計画等 推進委員会	・計画の素案(案)について ・パブリックコメントについて
令和6年1月9日～ 令和6年2月8日	計画策定に係るパブリックコメント(住民意見募集)の実施	
令和6年2月28日	第4回 宇治田原町障がい者基本計画等 推進委員会	・障がい者基本計画等パブリックコメント実施結果について ・障がい者基本計画等 最終案について

5. 用語の説明

用語	説明
ア行	
アクセシビリティ	「近づきやすさ」「利用しやすさ」を表す英単語で、高齢者の方や障がいのある人等を含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。
一般就労	一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。
医療的ケア	家族や看護師が日常的に行っている、経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。
SDGs	国連で決めた 2030 年までに世界をより良くするための目標のこと。貧困、教育、気候変動、産業等 17 のゴールとそれぞれ具体的な 169 項目のターゲットがあり、「誰一人取り残さない」社会実現のために先進国も途上国も全ての国が関わって解決していく世界共通の目標。
カ行	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。
強度行動障害	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
ケアマネジメント	利用者一人一人のニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズの表明が困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活において様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、個々の状況に応じて行われる配慮のこと。
サ行	
児童発達支援センター	障害のある子どもが通う、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設のこと。
障がい児通所支援	障がいのある子どもが主に施設などへの通所によって受ける支援のこと。日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などを目的とする。
障がい児入所支援	障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に対し行われる治療をいう。
生活の質(QOL)	Quality of Life (クオリティ・オブ・ライフ)の略。人々の性格を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、量的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。生命の質。

用語	説明
精神医療審査会	精神医療審査会(以下「審査会」という。)は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置されたもの。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者(知的障がいのある人、精神障がいのある人など)を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行ったり、本人による法律行為を助ける人(後見人・保佐人・補助人)を選任する制度。
ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)	インターネット上での交流の場を提供するサービス。「Facebook」「X」「LINE」等。
タ行	
地域活動支援センター	地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、通所にて創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う施設のこと。
地域自立支援協議会	障がいのある人などが、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織された場のこと。
地域包括ケアシステム	ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制のこと。
通級指導教室	通常の学級に在籍している障がいのある子どもが、大部分の授業を通常の学級で受けながら一部の授業について、障がいに応じた特別の指導を受ける教室のこと。
特定疾患医療受給	対象となる疾患の治療を受けている方が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部又は一部を、都道府県が公費負担することにより、特定疾患等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る制度。
ナ行	
認定調査員	障がい支援区分の判定のための調査を担当する。判定には段階を踏んでいくつかの調査が必要であるが、その1次判定のための聞き取り調査を行う。
ノーマライゼーション	1950年代にデンマークの知的障害児の親の会の運動に端を発し、その後、スウェーデンやアメリカにおいて発展した理念。障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指しており、そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められる。社会福祉のあらゆる分野に共通する理念。
ハ行	
PDCAサイクル	様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実施(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくもの。

用語	説明
避難行動要支援者	災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で避難にあたって特に支援を要する人のこと。
福祉サービス利用援助事業	平成12年介護保険制度の導入、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行により、福祉サービスが措置から利用へと移行する中で、利用者の利益の保護を図る仕組みの一環として第二種社会福祉事業に規定。判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切に利用できるよう助け、これに伴う日常的金銭管理等をあわせて行う仕組み。
福祉的就労	一般企業での就労が困難な障がいのある人が、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所で職業訓練等を受けながら働くこと。自立・更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。
福祉避難所	避難生活において一定の配慮を要する方を対象とする避難所のこと。福祉避難所は、一般の避難所への避難後に、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次避難所とも呼ばれている。
法定雇用率	障害者雇用促進法に基づき、労働者（失業者を含む）に対する対象障害者である労働者（失業者を含む）の割合を基準とし、少なくとも5年毎に、その割合の推移を勘案して設定することとされている。
ヤ行	
ユニバーサルデザイン	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。
要約筆記	手話を主なコミュニケーション手段としない中途失聴者や難聴者に対して情報を伝える方法のこと。話している内容をその場で要約しながら文字にして伝えていく。
ラ行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
療育教室	障がいのある就学前の子どもと保護者を対象に、子どもが成長・発達していくために必要な支援を行っている教室のこと。
療養生活環境整備事業	難病法に基づき、難病患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的に、難病患者・家族等に対する相談支援や、難病患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養患者に対する訪問看護支援等のこと。

**宇治田原町第3期障がい者基本計画
宇治田原町第7期障がい福祉計画・宇治田原町第3期障がい児福祉計画**

令和6年3月

宇治田原町役場 福祉課

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18-1

TEL 0774-88-6635

FAX 0774-88-3231